

平成31年五條市議会第1回3月定例会（第3号）

日 時 平成31年3月8日（金） 午前10時 開議

議事日程

第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	養 田 全 康	1 いじめ・不登校について (1) 平成30年6月定例会以降の状況について (2) 現在の取組について (3) 今後について 2 五條市の運動施設について (1) 各施設の現状と利用状況について (2) 上野公園における平成30年9月定例会以降の取組について (3) 各施設の予約方法について	教育長・部長 市長・部長
2	藤 富 美 恵 子	1 移住・定住の取組について 2 地域公共交通について (1) コミュニティバスの乗継ぎ料金について (2) 冬休み特別企画「路線バスで行く！大塔の温泉であたたまろう」について 3 女性管理職の積極的な登用について	部長 市長・部長 市長
3	牧 野 雅 一	1 新たな時代に向けた大塔地域の振興について (1) 振興に向けた進捗・展望について 2 新たな時代に向けた財政運営の見通しについて (1) 過疎対策事業債の活用目的について (2) 過疎地域自立促進特別措置法失効後の財源対策について (3) 新年度予算案における過疎対策事業債の計上額と算定根拠について	市長・部長 市長・理事・政策企画監

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
3	牧 野 雅 一	<p>(4) 公債費の増加に伴う確実な返済計画について</p> <p>3 新たな時代に向けたまちづくりについて</p> <p>(1) 空き家の利活用について</p> <p>(2) 五新線跡の利活用について</p> <p>(3) 観光資源について</p> <p>(4) 観光周遊ルートの確立について</p> <p>4 新たな時代に向けた行政組織と自治会組織について</p> <p>(1) 加入率について</p> <p>(2) 中継所への持込みゴミの推移について</p> <p>(3) ゴミ集積所の管理について</p>	<p>市長・政策企画監・部長</p> <p>市長・部長</p>

- 第二 報第 二号 平成三十一年度五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について
- 第三 報第 三号 平成三十一年度一般財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告について
- 第四 議第 三号 エコ・リレーセンターごじょう条例の制定について
- 第五 議第 四号 五條市地域審議会条例の一部改正について
- 第六 議第 五号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第七 議第 七号 五條市子ども医療費助成条例等の一部改正について
- 第八 議第 八号 五條市過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第九 議第 九号 町の名称の変更について
- 第十 議第 十号 平成三十年五條市一般会計補正予算（第六号）議定について
- 第十一 議第 十一号 平成三十年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）議定について
- 第十二 議第 十二号 平成三十一年度五條市一般会計予算議定について
- 第十三 議第 十三号 平成三十一年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について
- 第十四 議第 十四号 平成三十一年度五條市墓地事業特別会計予算議定について
- 第十五 議第 十五号 平成三十一年度五條市介護保険特別会計予算議定について
- 第十六 議第 十六号 平成三十一年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について
- 第十七 議第 十七号 平成三十一年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 第十八 議第 十八号 平成三十一年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 第十九 議第 十九号 平成三十一年度五條市下水道事業会計予算議定について
- 第二十 議第 二十号 平成三十一年度五條市水道事業会計予算議定について
- 第十三 議第 六号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第十四 議第 二十一号 工事請負契約の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十二名）

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大谷	藤富	吉田	山口	福塚	岩本	窪田	吉野	牧岡	平岡	養田	伊谷
龍雄	美子	雅範	耕司			佳実		雅秀	清正	全司	賢康

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	副市長	教育長	代表監査委員	理事（総務部長）	技監	政策企画監	市長公室長
太田	榎内	堀内	竹内	吉田	藤原	細川	和田
好成	成吉	伸起	和彦	暁史	克哉	敬太	剛明
紀	吉	起	彦	史	哉	太	明

午前十時零分開会

事務局職員出席者

速記者	事務局係員	事務局主任	事務局係長	事務局次長	事務局長
柳ヶ瀬	窪田	芳田	車谷	井筒	坂口
五美	勇人	佳子	憲隆	昭則	慎一

農業委員会事務局長	土地開発公社事務局長	財政課長	企画政策課長	秘書課長	会計管理者	水道局長	大塔支所長	西吉野支所長	教育部長	都市整備部長	産業環境部長	あんしん福祉部長	すこやか市民部長	危機管理監
上垣内	松本	西本	西本	中本	松本	松本	谷口	森川	松井	石田	井上	平田	稲次	辻田
盛	成	久	久	賢	智	武	晶	義	和	茂		耕	裕	祥
幸	人	雄	美	二	美	士	紀	彦	永	人	昭	一	美	友

○議長（平岡清司）ただいまから、昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（平岡清司）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確をお願いいたします。

議員各位には申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、議員各位には一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

本日、藤富美恵子議員から一般質問に対し資料配布の申入れがあり、これを許可しております。

○議長（平岡清司）初めに、二番養田全康議員の質問を許します。二番養田全康議員。

〔二番 養田全康質問席へ〕

○二番（養田全康）皆さん、おはようございます。

二番養田全康の一般質問を通告のとおりさせていただきます。

まず大きな一番として、いじめ・不登校についてであります。

奈良県のデータなんですけれども、平成十八年に文部科学省がいじめの定義を見直したと、そしていじめが大幅に増えたというようなことがございます。その中で、取組の成果が出て減少傾向になるんですけれども、平成二十四年には詳細の把握に取り組んだと、緊急アンケート調査を実施したと、また認知件数がぐっと上がるわけなんですけれども、平成二十五年九月からいじめ防止対策推進法が施行されて現在に至っているような状態であると思います。また不登校児童は小・中学校でも減少傾向にあると、奈良県では減少傾向にあるけれども、全国の平均を上回ってしまっているというのが奈良県の状態であるようです。

（一）になるのですが、平成三十年六月の定例会にいじめ・不登校の部分を御質問させていただきました。そのときにいじめ、また不登校は継続的にあるというような答弁であったと思いますけれども、今現在どのような状態になっておるのか答弁いただきたいです。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）おはようございます。

二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

平成三十年六月定例会以降の状況についてであります。昨年度実施しました、いじめアンケート調査における年度末の継続中の件数、小学校十一件、中学校一件は全て解消しております。

今年度はいじめアンケート調査を六月と十月に二回実施し、合わせると重複しているものもありますが、十二月末現在の認知件数は三百一件、指導継続中の件数は、小学校二十九件、中学校四件となっております。現在解消に向けて取り組んでいます。

次に不登校の件数につきまして、六月定例会で平成二十九年度の不登校児童・生徒の状況は、小学校で四名、中学校で十名と答弁させていただきました。その後、学校に復帰した児童・生徒もいますが、今年度に入り、新たに三十日以上欠席の児童・生徒が二学期末現在で小学校四名、中学校十一名の計十五名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）この前答弁いただいたいじめの件数に関しては解消したと、全てにおいて解消したけれども、今現在新たに実施したら現在三百一件ですか、いじめに関しては三百一件、その中で継続中が小学校二十九件の中学校四件あるというような答弁ですね。

この数値を見たときに、三百一件、大変多いなど考えるんですが、これって年度で見っていくと多い数字なのか、それとも比較的安定した数字なのか、その辺分かりますか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

昨年度、小・中学校合わせて二百三十七件でございましたので、今年三百一件ということで、増えてはおるんですけれども、これは少しでも嫌な思いをしたことやしんどい思いを感じたことなど、些細なことも含めいじめと捉えてアンケートに答えなさいということで、増えてきている状況です。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）継続中が小学校二十九件の中学校四件ですけれども、これって重大な事案になっているようなことってありますか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

教育委員会で把握している状況では、そのような事態ではないと考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 教育委員会が捉えている中ではそういった重大な事案になるようなものはないというような答弁でございました。

そんな中で、不登校に移るのですけれども、不登校が平成二十九年度で小学校四名、中学校十名ですか、今二学期現在で小学校四名、中学校一名増えてしまつて十一名になっているような状態ですけれども、この部分でね、学校が原因で不登校になっている部分と今世間をいろいろと騒がせていますけれども、子供の虐待であったりネグレクトであったりとか、そういった部分で育児を放棄するとか、そういった部分で不登校になっている部分があるのかなのか、お答え願います。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

一番多いのが家庭に係る状況という回答です。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 家庭に係る状況というのが一番多いということは、学校には原因が多少なりあるのかどうか分かりませんが、家の中での問題が多いというような状態がこれだけの数があるということが分かったわけですけれども、一番大事なのはね、学校来る来ない、これも大変大きな問題だと思うのですけれども、何よりも子供の安全確認ですよね、子供の安全確認はどうしているのか。実際なかなか家庭内の暴力があるところで子供と会わせてくれないとかそんな話よくテレビでやっていますけれども、そういった部分で、子供の安全確認はどのようにやっておるのか、この辺を教えてください。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

学校では不登校児童・生徒や不登校気味の児童・生徒宅に家庭訪問を実施し、会えない場合は保護者に様子を伺うなどしております。また学校によっては週に二から三回の訪問をする学校もございます。また月一回は必ず本人に出会うようにしている学校もございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康）学校単位ではそうかもしれないけれども、教育委員会の中でそういったルール、例えば月に何回程度会いなさいとかって、そういったルールを設けているかどうか、この辺どうですか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

教育委員会からは月に何回会いなさいというような指導はしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）そこは学校任せにするのではなくて、教育委員会の中で一定ルールを設けてしっかりと子供の安全確認をしていかないと、学校間でまちまちであるとなかなか教育委員会も取りまとめが難しいと思うんですよ。これは指導の中で必要だと思えますけれども、これはどうですか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

全ての学校で、欠席した日には必ず保護者に連絡するようにしています。先ほども言いましたように、児童・生徒に会えないようなケースはございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）それはそうやと思うんです。休まれたらね、普通御家庭に連絡を入れてプリントを持っていくのか、ある程度の親御さんとは連絡を取りながらやっていると思うんですよ。ただ長期の休みになっていかとう子供が、不登校がこれだけいる中でね、それが家庭内の事情が多いという答弁やったと思うんです。そんな中でね、ある程度の期間の中でしっかりと子供が安全に家庭内で過ごされているかというの確認を取る必要があると思うんですよ。

教育委員会で現在ルールがないというような状態の答弁やったと思うので、そこは学校間で任せるのではなくて、もし何かあったときに教育委員会として携わっていないというのではなくて、しっかりとそこは携わってその確認とともに報告も求めていくべきやと思うんですけれども、この辺どうですか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

ただ教育委員会ではカウンセラーなども派遣はしておりますし、学校任せにしておるといような状況ではございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）それは分かります。それは学校任せにしていると思いませんよ。カウンセラーも入れてしっかりと学校と保護者との間をカウンセラーの聞き取りをやりながらしてくれているとは思っていますよ。ただでも安全確認とか、そういった部分でここまで今テレビ、世間を騒がせているんですから、やっぱり子供の安全確認というのは最優先課題やと僕は思うんで、ここだけはちゃんと教育委員会も分かった上でやっていたらいいとお願いをしておるんですけれども、どうですか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

今ルールというのは設けていませんが、それを設けるかどうかというのは、今後検討させていただきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）はい。検討してください。

次に、現在の取組をどのような形でやっておられるのか、まず答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

いじめ問題の現在の取組については、学校では年二回実施するいじめアンケート調査の結果を基に、児童・生徒から聞き取りを行っております。いじめの内容によってはケース会議等に教育相談カウンセラーが出席して学校や関係機関と連携を図りながら解決に向け取組を進めているところでございます。

また教育委員会では昨年度立ち上げました五條市いじめ対策委員会やいじめ防止委員会を開催し、いじめ防止のための対策について協議しております。

次に、不登校につきましては各学期末に実施する不登校調査を基に各学校に子どもサポートセンターの職員が訪問し、学校関係者と子供の状況や実態について共通理解を図り、連絡連携を密にして、登校ができる環境づくりに努めています。

具体的な対策として、不登校の児童・生徒及び保護者にカウンセラーが直接会って教育相談を実施したり、登校することが困難な状況の児童・生徒については、子どもサポートセンター内に設置している適応指導教室であるくすのき教室への通室を促したりしています。また、学

校においては、家庭訪問を行い家庭や子供の様子、欠席につながる要因などの情報を共有するなどし、学校全体で子供や保護者に寄り添う取組を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）現在の取組はそういうような形でやっていただけているというような答弁でありましたけれども、ここ半年ぐらい前から数多くの相談が、ある小学校のある学年の父兄から僕のところへ寄せられました。学校名であるとか学年であるとかいうのは言ってしまうとそれがどこか特定されるような形になるので、個人情報もあると思いますので、この辺は申し控えますけれども、その学年に至るまで小学校一年生に入ったときからその学校の学年の生徒は結構荒れているなというお話を聞かせていただくことがありました。御父兄さんの中では授業参観に行っても子供らが普通に授業参観中に走り回るとかそういったことが往々にあると、これはなかなか先生が注意しても聞かないというような状態であったと聞きます。そして今の学年になったときに、何名かの生徒が授業を共に受けられないというような状態になったとお聞かせいただきました。それはなぜそのような形になったのかと聞かせていただきますと、一年間の間に先生が三度変わったと、最初の先生は一箇月もたないで辞めてしまったと、その次に来られた先生も臨時の先生で、そこまで責任を持ってないというような発言を父兄の前でしたというような状態でありました。そして今三度目の先生ですけれども、この方そこまで荒れた、荒れているのか荒れていないのか分かりませんがけれども、御父兄さんの中で大変難しい学級になってしまったという中でね、三度目の先生、今まで生徒の担任になったことがない先生が担任になったというようなお話でありました。これ実際この話が事実かどうか、まず答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

個々の学校のことになりますので答えにくい面もございますが、議員おっしゃった概ねそのような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）この前授業参観とその後の学級懇談があったと、新たな学年に四月から一学年上がると思うんですけども、やっぱり父兄の間の中ではこの話は今の学年の間に終わらせたいと、もう父兄間では話合いを持ってしっかりやりたいというんですけれども、学校側がいやちよつと待ってそういう時期ではないということでもストップを掛けているらしいです。それは個々の案件ですからシビアな面があると思うので、余り父兄間でも公にできない部分というのは学校側で守っていかねばいけない部分があると思うんですよ。ただでもね、新任の先生でなかなか対保護者というの慣れおられないみたいで、学級懇談あったときにも御父兄の質問に対してなかなか答えも出せない。そこ

で次に教頭先生が来られたらうれしいんですけども、教頭先生もなかなかしつかりと答えられなくて最後二時間経って校長先生が来たとき、えらい親からは何で早いこと校長先生が出て来ないか、この二時間何のためにやっておったんやと、学校側の対応何やという形で厳しい御指摘を受けたようなんですけれどもね、教育委員会としてこの案件ですね、いつに学校で発生して、どの時点で教育委員会がこの事実を確認できたのか、この辺教えてもらえますか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

十一月の後半には状況を把握しておりました。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） この学年ね、小学一年生入ったときから多少問題があるよねというような状態というのは、教育委員会として小学一年生になられたときに把握されておったのかどうか、ちょっと教えてください。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

問題というのは、どれが問題かというようなこともあるのですけれども、通常の学年であるというように認識はしておりました。以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 通常の学年であると、ただちょっと元気なお子さんが多いのか、そういう状態に小学一年生のときになっていたらいいです。それまでの間を挟む過程で熟練した先生を入れてくれていて、すごい真つすぐになったんやけれども、今の学年になったときに先生が途中で三度変わるといような状態の中でやっぱり方向がすぐく曲がっていったというような話を御父兄さんがよくされるんですよ。これはやっぱりそういう認識がもしあったのであれば、小学一年生のときにちょっとこれ難しいなあというような状態があったのであれば、やっぱりそうした熟練した先生でしつかりと管理した中でやっていくべきやと僕は思うんですけれども、今後の対応を聞かせてください。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

校内人事につきましては、学校長の方で差配をしているところでございますが、ただ今お聞かせいただいているような学校というのはクラス四十人に満たないような学校でございます。定数上は一クラスのままを進めるようになります。

市といたしましたしましては複数名の教員がそのクラスに入り込むチームティーチングの工夫であるとか、市独自の教員加配を検討して一人ひとり目が行き届いた教育の充実が図られるように今後進めていきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）人数を言ってしまったら……、僕どこか特定されたらあかんなと思つて人数を言わなかったのですけれども、そうなんですよ、これクラス替えできないんですよ。学校適正化の中で、例えばクラス替えができるようにということで今考えてくれていると思うのです。それは大変大事なことだと思うんですけども、人間関係の中で安易にクラス替えをして分けたら問題がなくなるわというもんでもないと思は思ふんですよ。今現在、クラス替えができない状態ではいるわけです。学校適正化がされてクラス替えができるようになったらいいのかもしれないけれども、今後学校適正化の中で考えなければいけないと思うのですけれども、クラス替えができないような状態にそれが陥った場合、その持ったままその学年は小学校卒業するまでこういう状態で進んでいかないといけない可能性があるわけです。それらの対応というのを、どのように状態で、（三）になるのかもしれないけれども、今後どのような体制の中でやっていただけなのか、答弁いただきたいと思ひます。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

先ほど申しましたように、一クラスに複数の教員が入り込むチームティーチングの取組であるとか少数人数クラス編成をするとか、そのような対応で運営をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）今現在、その学年に対して先生の加配を付けて、多人数の先生で見られているというような状態であるのかどうか、これ分かりますか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

複数の教員がクラスに入っている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）保護者の意見も分かりますし、学校側の対応というのはよりきめ細やかにしないといけないので、公にできない部分はたくさんあるのは当たり前だと思いますわ。ただ父兄の皆さんの中で、学級懇談でやっぱこの学年が上の学年にいったときにそういった部分をなくしてみんなで作れるようにしようよと言ってくれているのは事実やと思うんで、その辺の気持ちを察していただきまして、通常化というのか、平常化というのか、その辺を新たな学年でできるように、そしてまた慣れた先生がきちっと入って采配していただけるようなことをお願い申し上げたいと思うんですけども、どうですか。

○議長（平岡清司）堀内教育長。

○教育長（堀内伸起）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

今いろんな点で御指摘、また方向について御意見をいただきました。

先ほどから部長の方で回答させていただいたように、子供たちが学校の中で、学級の中で、生き生きと楽しく活動とするというのが教育の一番大事な点だというように思っております。この該当する今御指摘いただきました部分につきましては、今も教務主任、またほかの先生など複数で対応することとしております。来年度はまた新たな校内人事が行われますので、その中で十分配慮していくように学校の方にも指導を進めてまいりたいと思います。また併せてその内容に応じまして教育委員会として、先ほど申し上げましたけれども、先生が入り込んでやっていく方法が良いのか、また市単でも一人の先生を就けていくとか、その状況に合わせて対応してまいりたいというように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）今教育長から答弁をいただきましたので、あれなんですけれども、それは頑張ってみ付けてくれたやと思いますわ。先生もコロコロコロ変わってしまう中で今の先生、頑張ってみ付けていただいて保護者の中ではもう見捨てらんといってくれと先生におっしゃられた御家庭もあると聞きました。そんな中でやっておるのはよく分かるのですけれども、やっぱ当初からそういったのを見受けられるような学年、クラスであるのであれば、しっかりと対応していただきたいとお願ひ申し上げまして、次の質問に移ります。

大きな二番なんですけれども、五條市の運動施設についてなんです。

（一）の各施設の現状と利用状況、公園緑地課ですかね、公園緑地課管轄と例えば教育委員会にもわたると思うのですけれども、各施設、また地域の施設、この辺の利用状況をまず答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

都市整備部の利用状況につきましては、平成三十年四月一日から平成三十一年二月末日までの土・日・祝日の稼働率についてでございますが、最初に五條市上野公園につきましては、野球場が六七パーセント、多目的グラウンドが七〇パーセント、テニスコートが六二パーセントとなっております。

次に、五條市総合体育館シダーアリーナにつきましては、アリーナが七五パーセントとなっております。

次に、五條市阿田峯公園につきましては、多目的グラウンドが八〇パーセント、体育館が四三パーセント、テニスコートが六八パーセントとなっております。

次に、中央公園につきましては、グラウンドの稼働率は八三パーセントです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

教育委員会が所管する社会体育施設は、地域体育館が十二施設、地域運動場が七施設となります。

地域体育館のうち、平成二十九年度に最も利用者数が多い施設は宇智体育館で、利用者数は一万七千二百八十九名、稼働率は九〇・四パーセントとなり、同年度において最も利用者数が少ない施設は大塔体育館で、利用者数は七十三名、稼働率は〇・八パーセントであります。

また、地域運動場のうち、平成二十九年度に最も利用者数が多い施設は、奈良県五條健民運動場で、利用者数は一万八百十名、稼働率は七六・四パーセントとなり、同年度において最も利用者数が少ない施設は白銀北運動場で、利用者数は六十名、稼働率は、〇・二パーセントであります。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） まず、石田部長のところ土・日のみですよね、これ教育委員会は全てならした状態ですか。そういうことですよね。土・日関係なくならした状態でこれだけの稼働率があると、都市整備部に聞くのですけれども、土・日は利用率が高いのは分かりますわ。平日の利用率どの程度あるのか、答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

平日の稼働率につきましては、五條市上野公園につきましては野球場が四パーセント、多目的グラウンドが一〇パーセント、テニスコートが六パーセントとなっております。

次に五條市総合体育館シダーアリーナにつきましては、アリーナが七〇パーセントとなっており、

次に五條市阿田峯公園につきましては、多目的グラウンドが七パーセント、体育館が三四パーセント、テニスコートが六パーセントとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）例えば野球場やたら六七パーセント土・日は使われておる、その中でなぜ六七パーセントかというね、多分大きな大会になると予備日をとるからやと思うんですよ。なかなか予備日を取っていて急に空いたら入れないという状態になっていると思うんです。上野公園の方でね、急に空いたら各中学校や高等学校に電話を掛けてくれて、野球場空きました、サッカー場空きましたよという中で営業を掛けてくれて、はまったら入ってくれているような状態やと思うんですけれども、平日例えば野球場四パーセントであったりとか、多目的グラウンド一〇パーセント、テニスコート六パーセントというような、余りにも稼働率が低い、これイコールお金が入ってこないというふうな状態になると思うのですよ。運営費は同じように掛かるけれども、お金が入ってこないというふうな状態で悪循環になっていると思うんです。確かに管理であったり全てにおいて使用料で賄えたら一番いいんですけども、なかなかそんなことはいかないと思いますわ。

今現在、稼働率を上げる取組というのかな、どのような形でやっておられるのか、その辺答弁ください。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）二番養田議員の御質問にお答えさせていただきます。

稼働率を上げる対策といたしましては、今議員お述べのようなどころしかやっておらないところがございますが、今後他市町村の事例をいろいろ研究させていただきながら、平日の利用率を上昇させるために何が良いのかというようなところも関係機関とも連携を取りながら、また他の市町村の取組も、そういうような事例も研究しながら上昇に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）今まで平日の利用率は低いのが当たり前やということでも何もしてこなかったというのが実情やと思うんですよ。それではやっぱり余りにもあれだけの施設がそろった総合のスポーツの運動公園やと僕は思うんで、やっぱり平日の利用率も上げる取組をしていかないといけないと思います。例えば今まで議会でも何度か言わせてもらったようにネーミングライツもそうやと思いますし、またそういったプロスポーツを誘致して平日は例えば専用練習場に使ってもらおうとか、そういった取組がだんだん必要になってくるのではないかな、その中でも有り難かったのがシダーアリーナですよ、七五パーセント使っていて、平日も七〇パーセントの稼働率があるというような状態であります

んでね、これを例に取ったならあれですけども、是非そういった稼働率を上げる取組を今後検討していただけるかどうかだけ答弁ください。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）二番養田議員の御質問にお答えさせていただきます。

今後、稼働率を上げる取組については積極的に推進してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）お約束いただきましたので、御検討よろしくお願いいたします。

（二）に移るのですが、上野公園における平成三十年九月定例会で質問させてもらいました。多分テニスコートであったりとか、シダーアリーナはもちろんですよと思いますが、多目的グラウンド、サッカー場もそうですよね、そういった部分でね、例えば車椅子の利用者さんが来られても近くで観戦できるような状態にはなっていると思うんですけども、野球場だけがなくなってなかったりとか、例えば台風で潰かってしまった、その中で壊れたもの、また散水栓であったりとかそういった部分が詰まって水が出ないまま放置されたりとか、そういう中でやっていたと思うんです。これらを改善していただけないかとお願ひしたと思うんですけども、これらの検討ってどういうふうな状態になっ
ておるのか答弁ください。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

上野公園の修繕整備計画等につきましては、平成三十年十一月二十六日に開催されました公園運営及び整備検討委員会の中で委員の皆様に対しまして項目案を示させていただきました。

実施時期等につきましては、他の整備計画とも調整を取りながら計画を立てていきたいと考えております。

議員より御質問がありました野球場観覧席へのスロープ整備でございますとか、野球場と多目的グラウンドの散水栓整備につきましては、平成三十一年度実施に向け予算計上しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）今年度の予算で挙げていただけておるといことですね。それはもう安心したんですけども。

その中でね、更衣室、これもずっと言っておったんですね、例えばサッカーに来た女の子が多目的のトイレで、八角堂みたいなトイレの中で着替えないといけないというような話がありまして、お願い申し上げておったんですけども、プールのところでしたりするのかなあと思

つておつたらなかなかあそこも使いにくいみたいで、していただけないみたいなんですけれども、これ改善されますか。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 二番養田議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員から御質問がありました更衣室につきましては、今現在、上野公園管理棟内を利用できるように整備しておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 管理棟でしていただけるんですね。はい分かりました。お願い申し上げます。

最後になります、（三）これがメインになるんですけれどもね、施設の予約方法、上野公園であったりとか教育委員会もそうです所管している体育施設の予約、これのような形で今現在予約が取られておるのか教えてください。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市上野公園の各スポーツ施設及び五條市総合体育館シダーアリーナの予約方法につきましては、一、国・県・市主催行事等、二、各種団体行事、三、一般の順で順位を付けた上で、一、二に関しましては、利用調整会議におきまして一年間の行事の調整をし、事前に年間計画を作成してございます。それ以外の日で、一般の方々に対しまして、各施設で利用申込みを受付しております。

予約方法といたしましては、三箇月前から予約可能で、各窓口において、電話等で施設の空き状況等を確認していただき、申込みに関しましては、利用許可申請書を各窓口へ提出していただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

各地域体育施設につきましては、各施設の管理者に使用者が直接連絡をし、利用状況を確認して予約をしていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 予約方法はそういった形で今答弁いただいたようにしていると思うのですが、これで一つ確認なんですけれども、三市協、五條市が協力団体やと言っている近隣の二市ですか、ここに対しては五條市民と同じような減免の対象になったりとか、そういう部分ありますでしょうか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）二番養田議員の御質問にお答えさせていただきます。

三市協、五條市・河内長野市・橋本市の各施設の利用料金でございますが、五條市におきましては上野公園、阿田峯公園等々の利用料金でしていただけます。また河内長野市におきましては市民総合体育館トレーニング室でございますとか卓球場、天野少年野球場を除く全てのスポーツ施設で利用可能というふうなところを聞いております。また橋本市におきましても温水プールレインボーは市外料金の設定がございますが、その他については同料金で利用できるというふう聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

各地域体育施設につきましては、河内長野市及び橋本市の方が利用する場合は五條市民使用料金、条例どおりの料金で使用いただけます。また、河内長野市及び橋本市の方が利用する場合は五條市民使用料金、条例どおりの料金で使用いただけます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）五條市民と同じような料金でできるといことですね。よろしいですかそれで。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

体育施設の条例では市内在住者・市外在住者の利用につきまして区別というのはございません。ただ市民が利用する場合には、条例ただし書きの規定を準用しまして、無料で利用していただいています。

ただ河内長野市・橋本市の三市協に所属する市民の方については、条例どおりの料金をいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）そういうことですね。教育委員会が持つ施設というのは五條市民が無料で使えるけれども、三市協というのは適用されていないというような状態でよろしいんですね。はい分かりました。それらの施設ですね、では上野公園とかは三市協を含めた中でやっていると思うのですが、これね、五條市民が例えば橋本市、今橋本市の部分を一部分言っていたいただきましたけれども、五條市民が橋本市・河内長野市に行ったときに同じような施設をそういった市民料金で使わせていただけるのか。ここを答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）二番養田議員の御質問にお答えさせていただきます。

橋本市におきましては、先ほど申しました温水プールの市外料金の設定がございまして、それを除く全てのスポーツ施設は同料金で適用できるというふうに聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「河内長野は」の声あり）

河内長野市におきましては、市民総合体育館トレーニング室でございまして、卓球場も同料金というところで、また天野少年野球場を除く全てのスポーツ施設については同料金で適用できるというふうにご確認しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）同じような形で使用できると考えてよろしいですね。はい分かりました。

そしてですね、五條市の体育施設に利用調整に関する取扱いという、多分五條市の内規になるのかな、これは。あるのですけれども、ここで矛盾している部分があるのじゃないのかと質問させていただくのですけれども、二において、年間スケジュールの調整についてという部分がありまして、施設調整会議又は施設運営委員会の設置という部分でね、例えば構成が教育次長、保健体育課、保健教育課、体協代表者、今現在そのような状態で行われているのかどうか、ここ答弁ください。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

今おっしゃっていただきましたような課は既になのですが、教育委員会で体育施設利用調整会議を設けまして、調整させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）古い文書で変更もされていないという状態であるという、これを変更していく必要があると思うんですけれども。

またその中でね、第一回の申込みは一月に行いますよと、第二回目の調整会議は四月に行いますと、こういうような状態で年二回開催されますというような状態であると思うのですけれども、今現在そのように年二回でやられておるのかどうか答弁ください。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

現在は年一回の調整で行っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）もう一回しかやっていないんですよ。ただでもこの内容は生きていくというんですよ。これ何が生きていくかと言うとね、今答弁にもありましたように、一番には国と県と市の主催行事はまず最優先でグラウンドを確保するよということと、二番目には各種団体の行事、三番目には一般競技、ここに書かれているのは、一番のAが国・県・市の行政機関で行うもの、そしてBが市内競技団体の主要事業、Cが競技団体、Dで一般であるという順番付けがされておるわけです。

この冬のジュニア駅伝、小学生のジュニア駅伝においてイレギュラーが出たみたいなんです。それは何かと言うと、ジュニア駅伝が土曜日になって日曜日が予備日でジュニア駅伝がとられたということになってございまして、もちろん市の教育委員会が後援であったりとか主催であったりとかいう大きな事業で、陸上競技協会さんにごく協力をいただいで五條市の小学生大変多く走ってもらって、その中から選ばれたメンバーが奈良県の駅伝大会に出ると、毎年上位にランクインされるぐらいすぐ陸上競技協会さん力を入れてやってきているという、これは教育委員会、また五條市を挙げてやっていかなければいけない行事だと思っております。今まで予備日があったのかなかったのかちよつと僕分かりませんが、今年に限って日曜日が予備日になったと、予備日になった時点で難しかったのが他の団体が上野公園に予約を入れていたわけですよ。これダブルブッキングをしてみました。こうしたときに教育委員会でも予約の公園緑地課でもいいんですけれども、この状態をどの時点で分かったかというのを答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）二番養田議員の御質問にお答えさせていただきます。

ジュニア駅伝大会の件でございますが、一月の中旬ごろ、日までは分からないんですが、一月中旬ごろ陸上競技協会の方から上野の管理棟の方に連絡がございました。そのときにジュニア駅伝の予備日を設けたいというような連絡が入ったというところでございまして。このときに調整会議の中で予備日を設けるのを説明していたというふうなところの連絡を受けまして、担当の方が予備日の調整をすることができるか確認を取っております。それでサッカーとテニスの方の関係団体のところに上野公園の臨時職員が確認を取りまして対応したというふうなところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）一月中旬にそんな話があったんですよ。これダブルブッキングしていますよってなつたわけですよ。これってね、例えば

どこまでの職員、ブッキングした時点です、その部分で教育委員会も主催になるんですか、後援になるんですか。なったときにね、五條市を挙げてやる冬の名物詩だと思っんですよ、その中でダブルブッキングしてしまった、それって公園緑地課はその後の対応をどういう形でやられたか、もう一度答弁をお願いします。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）二番養田議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、上野公園管理事務所の臨時職員の方に予備日を設けることが可能なかどうかというふうなところで、予備日候補の一月二十七日の利用者と調整してくれ予備日を設けることができました。当日サッカーの方につきましては、インフルエンザの流行で開催できない旨のお話があったようございます。また予備日が必要もございませんでしたので、テニスの関係者の方に連絡を取りまして予定どおり開催できたというふうなところは聞いてございます。この対応いたしましたのが、上野公園管理棟の臨時職員でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）これね、この文書の中で確定している行事について重要行事が入った場合は会場変更もあると、この場合は調整機関が責任を持って他の施設の交渉を行うとあるんですよ、この中でさらっと、もう部長答弁の中に入りましたけれども、臨時職員に断りの電話を入れさせてやっているんですよ。これって、公園緑地課の人間って何も動いてないんですか。多分報告は受けているはずですよ。ダブルブッキングをしたときの大変断りにくい、すいません破りました、よそ移ってくださいというのをね、臨時職員の後のフォローアップ何もしないはずなんです。また空いた場合において、ここ空いたから入ってよという営業も臨時職員にさせておるわけですよ。今現状そういうような状態になっておるといふのは事実やと思いますけれども、その辺どうですか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）二番養田議員の御質問にお答えさせていただきます。

私確認しておるところにおきましては、この対応につきましては上司への報告がなかったというふうな聞いてございます。ただそこで今こういうふうな事態を招いておるといふことは非常に由々しき問題かなと思っております。こういうふうなことがありましたら、上司への報告等々、また対応につきましては管理職等々が対応すべき問題であろうかというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）上司への報告がなかったというのはどういうことですか。管理棟のパートの職員さんから公園緑地課の職員さんに対しての

報告がなかったというのをおっしゃっておられるのか、そこまではいっているけれども、例えば課長補佐であったり課長であったりとか、そういった立ち位置の人になかったという意味なのか、この辺りですか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）二番養田議員の御質問にお答えさせていただきます。

管理職への報告がなかったというふうなところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）今の答弁やったらね、管理棟の人から報告なかったみたいに関こえますよ、それは違うと思いますわ。その辺しっかりやってくれていると思うので、そこはね、公園緑地課がしっかりとそこを所管して公園運営をやっているんですから、やっぱりそういった重大事項が発生したときに対応するのは市の職員でないといけないと僕は思いますので、その辺のことを徹底していただいて今後の運営に努めていただきたいとお願い申し上げます。一般質問を終わります。

○議長（平岡清司）以上で二番養田全康議員の質問を終わります。

次に、十一番藤富美恵子議員の質問を許します。十一番藤富美恵子議員。

〔十一番 藤富美恵子質問席へ〕

○十一番（藤富美恵子）議長から発言の許可をいただきましたので、通告いたしましたとおり一般質問をさせていただきます。
一番目、移住・定住の取組について。

昨年の九月議会で空き家を活用して定住人口を増やす取組について質問いたしました。空き家を活かし人口減少に立ち向かう、高知県梶原町の例を挙げ、思い切った策を講じて、定住人口の増加を図っていただきたいと提案いたしました。来年度は、どのような取組を計画しているのかお尋ねします。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

来年度、五條市空き家情報バンクをNPO法人 空き家コンシェルジュと連携することで空き家流通の促進を図りたいと考えております。
高知県梶原町での移住定住促進事業におきましては、中心的役割を担う人材が欠かせないと聞いております。

今後、近隣市町村の事例と併せて検証しながら事業を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）次に、空き家をあつせんし、そして移住・定住につなげていくという大塔ライフハウスプロジェクトとは、どのようなものかお尋ねいたします。

○議長（平岡清司）谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

大塔町は紀伊半島大洪水以降、急激な人口減少となり、空き家も多く存在します。

このような中、旧大塔小・中学校校舎を一つの拠点として位置付け、福祉サービスを主として高齢者及び障害者の充実を図っております。この福祉事業により在宅支援サービスの充実を図り、高齢者が安心して暮らせる地域を目指し、また児童発達支援など障害者サービスを受けていただく方々の移住・定住を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）そして教育委員会でも、移住・定住が第一の目的ではありませんが、将来的に、移住・定住につなげていくという、そういう取組がありますね、部長。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十一番藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。

五條市立奈良県立五條高校賀名生分校では、少子化やモータリゼーションの発展から入学者数が減少し、農業科設置校であるにもかかわらず進路先が多様化しており、地域農業の担い手育成という初期の目的に立ち返ることが課題となりました。また、全国有数の果樹生産地であるにもかかわらず、少子化や若者の流失などから農業従事者が高齢化しており、農業後継者の育成が大きな課題となっております。

賀名生分校魅力化推進事業では、専門教科農業を重視し、地元農家や農業法人での実践的な実習を組み込んだカリキュラムを編成しています。

また、全国より生徒を募集し、本市における農業就業者の増加、新たな定住者の促進を目指しております。全国募集により他府県など遠隔地から入学してきた生徒の生活基盤整備として、平成二十九年度に旧五條病院看護師寮を改修し寄宿舎桜花寮の整備を行い、現在は十六名の生徒が入寮しています。

今後の取組としては、来年度は本年度と同数の入寮生が見込まれること、併せて五條市立奈良県立五條高校賀名生分校に入学する生徒において家族を伴った生徒受入れを可能とし、新たな定住の第一歩としてもらうため、旧医師住宅を改修し寄宿舎及び家族移住用住宅として

の使用を計画しております。

さらに、新しいカリキュラムで学んだことを本市で実践してもらえよう、生徒の卒業後の就職支援とともに移住・定住につながる施策について、研究・検討を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）九月議会でも質問させていただきましたけれども、とにかく五條市には空き家がたくさんございます。

五條市のホームページを見ました。ところが移住・定住をしようと思ってる人が、このホームページを見てもなかなか分かりづらいのではないかと。そしてまた、これでは五條市が移住・定住を促進しているとは思えない。残念ながらそんなホームページでございました。

他方、隣の橋本市のホームページのトップページには、移住・定住情報サイトがあり、移住・定住したい人の身になって作られており、いろいろ分かりやすくなっております。

ホームページはとっても大切でございます。見た人が分かりやすく、移住したいなあ、定住したいなあと思えるようなホームページを研究し、工夫をし、大いに他市も参考にして、見劣りのしないホームページを作っていたらいいと思っておりますが、部長。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お述べの本市ホームページにおきましては、関係部署と連携しながら、今後も利用者への利便性の向上に努めたいと考えております。

橋本市より見劣りするというふうな御意見をいただきました。先ほど来年度五條市空き家情報バンクをNPO法人空き家コンシェルジュと連携をすることで、情報を五條市のホームページともリンクをさせながらすることによりまして、橋本市に見劣りするところのないようなホームページになるかというふうには考えております。

また五條市は、奈良県と県南部・東部地域の市町村で構成される奥大和移住・定住連携協議会員でございます。協議会では奥大和の移住情報を把握し、移住サイト「奈良に暮らす」で一元的にも発信してございます。

今後も、協議会において、移住情報発信、移住相談窓口の充実等を図ってまいりたいというふうにご考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）これはあくまでも私の個人的な感想でございますので。

そして多くの方々に五條市に移り住んでもらえるように、定住人口を増やす取組に今後ますます力を入れていただきたいと思います。

次に二番目、地域公共交通について質問をさせていただきます。

一番目のコミュニティバスの乗り継ぎ料金について。例えば田園から南奈良総合医療センター、病院に行こうと思えば、五條バスセンターまで乗り、そしてバスを降りずにそのまま同じバスに乗ったままで南奈良総合医療センター、病院に行きます。料金は田園からバスセンターまで二百円、そしてバスセンターから病院までが二百円、二回分、合計四百円を払わなければなりません。同じバスに乗って行くにもかかわらずです。これは、バスの行き先を五條バスセンターに行っているから、この二回分を支払わなければならないわけで、バスの行き先を五條バスセンター経由とし、福神駅行の直通にすれば、バス代は一回分の二百円で済むわけです。病院へ行こうと思えばバス代は片道四百円、往復だと八百円掛かります。片道二百円で済むように検討していただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（平岡清司） 和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明） 十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

本市の地域公共交通網は、効率性を考慮いたしまして、五條バスセンターを交通結節点として、路線バス、コミュニティバス、デマンド型乗合タクシー等を集約する形で構築してございます。

運賃は、路線バスは乗車距離に応じた運賃が必要でございますけれども、コミュニティバスやデマンド型乗合タクシー等は一系統につきただいま議員からも御指摘ございましたが、一律二百円、五條市デマンド交通につきましては、二百円又は三百円となっております。

コミュニティバスに限らず、他の路線から五條バスセンターで乗り継いで南奈良総合医療センターへまいる場合は、乗継前後にそれぞれの系統ごとに運賃が必要となっております。

乗継の負担の軽減に向けましては、ゴーちゃん交通計画にもあるとおり、一日フリー乗車券の導入に向けた研究を進めておるところですけれども、運営に支障のない実施方法についての運行事業者等との調整が今後必要になると考えてございます。また、より利用しやすい交通体系、料金体系等についても引き続きワーキング会議等において検討を深めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） いろいろ説明していただきましたけれども、料金についてはよくよく承知しております。病院に行くのに一日乗車券というのが必要ないわけですし、もともと市民が利用しやすい実情に応じたような、そういう対応をしていただきたと思うのですね。もし家族が入院などして、毎日、病院に通うことになれば、車を持たない年金暮らしの方にとって、バス代、往復八百円はかなりの負担になってきます。

この病院行きのバスについては、これまで平岡議長が料金の見直しや直通バス、乗り継ぎ制度等について何度も質問されております。

そのときの答弁は、やはり「ワーキンググループにおいて検討する。」とか、「地域公共交通会議で決定する。」とかというものでございました。

南奈良総合医療センターの通院ラインについて、これまでワーキンググループにおいて、また地域公共交通会議でよく検討していただけたか。どのような意見が出たのか、お尋ねします。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

御指摘のように平成二十八年四月から南奈良総合医療センター通院ラインの運行を開始してございます。平成二十八年六月議会において御指摘をいただいておりますそれ以降の取組について時系列に御答弁を申し上げますと思います。

まず料金面での負担軽減の研究を進めてまいりまして、平成二十九年一月三十一日に開催をいたしております第二十八回の五條市地域公共交通会議において五條市地域公共交通網形成計画の素案において先ほど御答弁を申し上げます一日フリー乗車券の実施を提案させていただきましたところでございます。その後、五條市地域公共交通網形成計画については適宜近畿運輸局、あるいは県とも調整を図ってまいりまして、平成二十九年二月二十七日開催の第二十九回五條市地域公共交通会議、続く七月二十八日開催の第三十回五條市地域公共交通会議の協議を経まして、ゴーちゃん交通計画としての策定に至っております。この一日フリー乗車券の実施につきましても具体的に取組む事項ということで定義付けをさせていただいたところでございます。

またその後、主に運航事業者と運用方法について協議を行っておりますが、具体的なこの一日フリー乗車券の販売方法であるとか、使用方法であるとか、あるいはバスの乗車内における確認方法であるとか、そういった諸々の課題について非常にクリアをしていかなければならない課題が多くございます。

現在のところもまだその実現に向けて調査研究を進めておるところでございますけれども、このゴーちゃん交通計画に策定をいたしております一日フリー乗車券につきましては、先ほどの運賃負担の軽減に向けての、我々は今のところ有効な手段というように考えてございます。なるべく早期に実現できますように引き続き調査・研究・検討を進めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）それではこのフリー乗車券、一日フリー乗車券について、ちょっと説明いただけますか。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

それでは、ゴーちゃん交通計画に記載をいたしております内容により御答弁申し上げます。

まず項目でございますが、コミュニティバス等乗車制度の改善、これが項目でございます。

次に、事業内容でございますが、一日乗車券の作成発行、五條市が運行しておりますコミュニティバス、デマンド型タクシー等で共通に使える一日乗車券を発行する。この料金は五百円程度を想定。

次に、事業効果でございますけれども、公共交通の利便性向上につながり利用者増加にもつながる。実施主体は五條市交通事業者、実施時期でございますけれども、平成三十年以降に実施するよう取組を進めてまいると、このような内容になってございます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）はい、五百円ということで、今の状態のままでしたら一日フリー乗車券五百円はいいかも分かりませんが、二百円二百円の四百円の往復で乗っておられる方でしたら五百円は高いと思うんですね。観光で来られる方にとっては、確かに五百円はいいかも分かりませんが、病院に通っておられる方、買物に行かれる方のメリットは少ないと思うんですね。ですからやっぱり確かにバスセンターにといいは分かりませんが、市民が利用しやすいような形に検討して変更していくというのが大事だと思いますので、是非検討していただきたいと思っております。

今後、五條市はますます高齢化社会になりますので、一たび病気になるれば病院通いが生活の一部になってしまいます。しかし、今のままで高齢者の足の確保が十分でないため、住み続けることができないという状況が生まれます。住み慣れた五條に住んでいただくも住めない。引越さざるを得なくなり、現にもう既に引越された方もおられます。

市長、これからも、「住み続けられる五條市」にするために、今、私が申し上げました病院行きのバスの料金について、市長の考えをお聞かせください。

○議長（平岡清司）太田市長。

○市長（太田好紀）十一番藤富議員の質問にお答えを申し上げます。

担当部局からする説明がありました。当然病院へ行く市民の皆さんの利便性を考えれば、安い方がいいというのはもう当然のことであろうかと思っております。うちとしてもバスセンターを一つの結節点としているということ、それと一系統二百円というような位置付けをしている、バスセンターから二百円、以外から乗れば同じ金額ということで、この格差も当然あるかなと思っておりますので、それで先ほど担当課から一日のフリー乗車券というようなことも今お話がありましたけれども、全体的な流れの中で考えていかななくてはならない。藤富議員も言ったように利便性というのは、当然大変大事であろうかなと。これからの高齢化社会においては、車に乗れない方がこれから多くなっていく、また

免許証を持っている方も高齢になって免許証も返してしまおうとなれば、利用するには当然バスが必要であろうというのを踏まえて、今後は私たちもコンパクトシティというのですか、小さな拠点を作ってそこを循環できるような体制をこれからも作り上げていこうということで、今後考えております。そんな形の中では、いろんな考え方があろうかなと思いますけれども、皆さんに理解の得られるような形の中で利便性のいい方向になるように考えてまいりたい、そして一日フリー乗車券がいいのか悪いのか、一日であれば当然安くはなりますけれども、それが皆さんにとってスムーズな形の中で皆さんが乗りやすい体系ができるような形も今後検討を続けてまいりたい、そして皆さんに理解の得られるような体制を構築してまいりたいと、そういうように考えております。

以上です。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）フリー乗車券はいいと思います。観光に来られる方にとっては、ですけども、病院通いをされている方にとっては、私先ほど提案させていただきましたように、ちょっと変えることによって四百円払っているものが、二百円になるのではないかと。往復八百円というのは市民にとってかなりの負担ですので、とにかくその辺のところを……、こう決めているからこれは変えられないんだというのではなくて、やっぱり市民が住みやすい、病院というのは市民の一番大変なところですので、そのところよく考えていただきたいと思うのですね。

土・日にみんなで楽しむいろんな行事をされています。土・日に。みんなで楽しむ行事も大切ではありませんけれども、それよりも一日限りの、何て言うんですか、打ち上げ花火のようなイベントに百万円も百五十万円も使うのであれば、土・日に病院行きのバスを走らせるとか、バス代を安くし市民の負担を減らすとか、市長、市民の税金はそんなところに優先して使われるべきだと私は思います。

次の質問に移ります。

冬休み特別企画「路線バスで行く！大塔の温泉であたたまろう」についてを質問いたします。

この散らし、皆さんにお配りさせていただいております。この企画は、二月二十八日で終わりましたが、実施期間二〇一八年十二月十七日から二〇一九年二月二十八日まで往復バス運賃が無料ということでございました。

星のくに『星乃湯』コース、二千二百円のバス運賃が無料。ふれあい交流館『夢乃湯』コース二千九百二十円のバス運賃が無料。『星乃湯』&『夢乃湯』両方満喫コース、三千百七十円のバス運賃が無料。そして、温泉の入浴料金も割引。というこの企画の趣旨をお尋ねします。

○議長（平岡清司）谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

「路線バスで行く！大塔の温泉であたたまろう」の企画につきましては、路線バス十津川線を普段は余り利用していない方へ、大塔方面へ

の利用促進と、夢乃湯など大塔の観光施設をもっと利用していただくという二重の効果を期待して実施いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）実施期間二〇一八年十二月十七日から二〇一九年二月二十八日までの利用者数をお尋ねします。

○議長（平岡清司）谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀）十一番藤富美恵子議員の御質問にお答え申し上げます。

昨年、夏の七月から九月にも実施しており、このときの延べ人数は三百二十五人の方に夢乃湯を御利用いただきました。

また、今回の冬の企画では百四十八人の方に御利用いただきました。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）大塔の温泉入浴割引券と書いておりますが、本来の入浴料金は幾らで、割引は幾らでしょうか。

○議長（平岡清司）谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀）十一番藤富美恵子議員の御質問にお答え申し上げます。

普段の金額につきましては、星乃湯の方は市内で来られている方が五百円、市外も一緒に五百円でございます。

ふれあい交流館につきましては、市内が五百円で市外が六百円。

そして利用していただいた方に大塔温泉の百円割引券を御利用いただきました。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）次に、この企画の市民の皆さんへの周知は、どのような方法でされましたか。

○議長（平岡清司）谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀）十一番藤富美恵子議員の御質問にお答え申し上げます。

市民の皆様への周知につきましては、本市ホームページのみの掲載で、広報への掲載がなく、散らしの配布も一部に留まり、周知が徹底されていなかったことも事実であり、反省しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）このような企画に参加するのは高齢者の方が多いと思いますが、ほとんどの高齢者の皆さんは、ホームページを見ません。往復バス運賃が無料、温泉は百円引きという、この素晴らしい企画ですね、次回は五條市の広報に載せられるように、もう少し早く企画して、市民の皆さんに周知していただきたいと思います。

そして、この散らし、一部の公民館だけに置くのではなく、公平に広く市民の皆さんに利用していただけるように、全ての公民館やそういう公共施設等に置いていただきたいと思います。

田園から行かれています方たくさんおられます。とっても喜んでおられました。それは、『星乃湯』、『夢乃湯』にとっても、来ていただくことによって、食事をしていただけてお土産も買っていただけるということで、両方がお得な企画でございます。

この企画は終わりましたが、私としては、年間を通じて途切れることなく、何かしらの企画をどんどん立てていただいて、他市からの五條市への観光促進を図っていただきたいと思います。

それで、次の新しい企画ですけれども、もう決まっていますか。

○議長（平岡清司）谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

この企画につきましては、五月の大型連休明け以降の閑散期に集客を行いたいことから、その時期に応じた企画を再度検討し、本市広報を始め、あらゆる広報メディアを活用して、路線バスの活用と、大塔町の観光促進を進めるため、集客に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）はい、期待しております。

三番、最後に女性管理職の積極的な登用について。

太田市長へのこの質問は二度目になります。太田さんが市長になられて、五條市で初めて女性部長が誕生いたしました。

まず、公室長に、女性管理職の人数とその占める割合をお尋ねします。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

本年度当初における職員数は四百八名でございます。

次に、女性管理職の人数及び構成比を役職別に申し上げます。

まず、部長級でございますが、十一名に対しまして女性は一名、構成比は九・一パーセントでございます。

次に、次長級でございますが、八名に對しまして女性是一名、構成比は一二・五パーセントでございます。

次に、課長級でございますが、三十六名に對しまして女性七名、構成比は一九・四パーセントでございます。

次に、課長補佐級でございますが、六十一名に對しまして女性が十八名、構成比は二九・五パーセントでございます。

以上、部長級から課長補佐級までの合計でございますが、人数は、百十六名に對しまして女性は二十七名、構成比は二三・三パーセントでございます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）この五年、六年、以前と比べてまして課長補佐以上が二三・三パーセント、女性管理職が増えました。大変喜ばしいことでございますけれども、しかしながらまだ十分とは言えません。暮らしやすいまちづくりに、多くの女性の視点が必要です。これからも女性を積極的に管理職として登用していただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（平岡清司）太田市長。

○市長（太田好紀）十一番藤富議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

平成二十五年三月の市議会定例会の一般質問において答弁を申し上げております。管理職員の登用につきましては、性別を問わず、本人の能力や適性を判断基準としている。なお、女性の視点から市の施策や組織の在り方を考えることは重要と考えておりますので、女性職員の管理職への登用につきましては、本市が進めております男女共同参画社会への取組を踏まえ、進めてまいりたいと思っております。

いろいろと考え方はあるのかなと思いますけれども、女性の立場の視点ということも大変大事であろうかなと、私は女性の立場がどんどんどんどんこれからの行政の中においても、市役所の中においてもどんどん發揮をしていただきたい、ただ管理職になるという、当然上げるのではなくて、やはりそれだけの能力も当然必要であろうかなと、能力のある人はどんどん上げていきたい、そういう考え方でいい。なお、女性の職員にも研さんしていただいて、管理職になろうと、やっぱり人の上に立って五條市を変えたいというそういう意識を持つてもらおうように、また私たちも指導をしながらそういう女性の参画を、また女性の立場をもっと重要視しながら進めてまいりたい、そういうふうに考えております。

以上です。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）そうですね。やる気のある女性、能力のある女性がたくさんおられますので、これからも積極的に女性を管理職として登用していただきたいと思えます。

終わります。

○議長（平岡清司）以上で十一番藤富美恵子議員の質問を終わります。

昼食のため、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時十九分休憩に入る

午後零時五十八分再開

○議長（平岡清司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

○議長（平岡清司）次に四番牧野雅一議員の質問を許します。四番牧野雅一議員。

〔四番 牧野雅一質問席へ〕

○四番（牧野雅一）議長から発言の許可をいただきましたので、四番牧野雅一の一般質問を通告に従い始めさせていただきます。今回全ての大きな表題の前に「新たな時代に向けた」と付けさせていただきました。

天皇陛下が今年四月三十日に退位され、皇太子様が翌五月一日に即位されることが正式に決定しております。

この議場内におられる皆さんは昭和生まれで、大半の方が幼少期、思春期、学生時代を昭和の時代に生まれ、社会人として平成の時代を生きてこられたことであろうと思います。

振り返りますと、阪神・淡路大震災や地下鉄サリン事件、東日本大震災、異常気象の影響に見られる各地で被災された豪雨災害など、また人口問題においては、あの太平洋戦争中でも増え続けていたのに、今は減り続けている。総務省統計局が平成二十七年に発表した国勢調査の人口集計結果では、大正九年の国勢調査開始以来、初めて人口の減少を記録し人口減少社会に突入しました。

また、政治の分野では、一時期、政府自民党が下野し民主党政権が誕生したり、「小泉劇場」や「アベノミクス」やら、世間を賑わせたキーワードも挙げられました。いずれにしましても、バブル崩壊後の後始末的イメージで「ずっと不景気」というイメージが先にくるような時代であったように感じます。

しかし、ネガティブな話題ばかりではなく、御存じのとおり次の時代に向けた明るいニュースも残していただきました。

新しい元号のもとでの最初の国際的なビッグイベント、二〇二〇年東京オリンピック開催と気持ちが前向きになり、二〇二五年大阪万博開

催決定と少しずつですが、心が軽くなるような時代を迎えられるのではと考えます。

「さよなら平成、ありがとう平成」という思いであります。平成の時代が終わり、皇太子様が新天皇に即位される本年五月一日と新天皇即位を公に示す「即位礼正殿の儀」が行われる同月二十二日を今年に限り祝日とする法律が成立し、祝日法の規定により、四月二十七日から五月六日まで十連休となるなど、新しい時代が始まります。その「新たな時代」に向け当市においても確かな未来へ向け、よき時代を構築すべく、理事者各位の理解・協力を求め一つとなることを願い、牧野雅一の一般質問を始めさせていただきます。

まず、大きな一つ目です。

新たな時代に向けた大塔地域の振興について。
改めまして、平成二十三年九月の紀伊半島大水害によって被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに、尊い生命を失われた方々の御冥福と、いまだ安否確認ができていない三名の方々の一日も早い発見をお祈りするものでございます。

被災から七年六箇月の月日が流れており、大塔地域の将来の展望を私の各定例会一般質問で毎回お尋ねしているところでございます。昨年十二月の議会でも、大塔町の地域振興に向けた事業の進捗についてお尋ねしておりますが、その後の経過とともに、先般臨時議会でも御報告いただきました（仮称）木質チップ生産施設整備事業の今後の取組についてお伺いいたします。

○議長（平岡清司）谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十三年九月に大塔町を襲った紀伊半島大水害からはや七年六箇月が経過いたしました。

現在も引き続き、国土交通省・林野庁・奈良県が一丸となって復旧作業に取り組んでいただいております。復興が順次進んでいるところであります。

次に、「老朽化施設等の整備」の道の駅トイレ改修につきましては、現在工事を進めており春休みの観光シーズンには新しいトイレが御使用いただけるものと思っております。また引き続きトイレの清掃など、施設の美化にも取り組んでまいります。

次に、（仮称）木質チップ生産施設整備事業建屋工事につきましては、現在入札手続きを進めており、今月中に工事開札する運びとなりました。工期は九月末を予定しており、機械の試運転や工場のしゅん工式など諸準備が整い次第、工場を稼働させ、五條産の木材製品生産を目指して、林業の振興に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）大塔町における木質チップ等生産施設は、大塔町の復活とともに林業振興におきましても重要な施策でありますので、施設

の無事完成をお祈りし、施設運営につきましても鋭意御検討いただきますようお願いいたします。

十二月の議会でも答弁いただき、また先ほど藤富議員の質問でも少し触れられておりましたが、旧大塔小・中学校の校舎利活用につきまして、福祉事業を計画されているとのことですが、地域の今後を見据えた中でどのようにして進めていくのか、お尋ねいたします。

○議長（平岡清司）谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

旧大塔小・中学校校舎の有効活用につきましては、校舎を拠点として、介護サービス事業、児童発達支援、移住・就労支援の三つを柱に「大塔ライフハウスプロジェクト」を立ち上げ進めているところでございます。

今後は昨年より地域おこし協力隊員一名を雇用していますが、新年度には更に二名募集してスタッフの充実を図ってまいります。

また、事業としましては、校舎を活用し、大塔の自然と触れ合う体験イベント、介護、看護など高齢者福祉サービスの体験会などを実施し、さらに施設運営の母体となります組織が必要となりますので、社会福祉法人の立ち上げを検討してまいります。

今後は「つながる」を合言葉に、福祉事業を中心として豊かな自然に根差したコミュニティの再生を目指し、住民の皆様が安心して生活できるような、地域の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）これまで放置されていた校舎を再利用していただく中で、今回の大塔町の高齢者に対する事業展開は、現在国内で取り上げられております在宅介護、在宅看護といった分野にも大きく影響すること、大塔町のみならず五條市全体においても考えていかななくてはならないことだと思えます。

今回の計画を更に進め、地域住民の方々の声を聴きコミュニケーションを図りながら、展開していただきますようお願いし、次の質問に移ります。

大きな二つ目、新たな時代に向けた財政運営の見直しについてでございます。

小さな一、過疎対策事業債の活用目的についてでございます。この過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法によって過疎地域に指定された市町村が行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債です。

平成十七年の一市二村による合併により、旧五條地域においても、この過疎対策事業債が活用可能となったことは御存じのとおりですが、これによって、シダーアリーナなど公共施設の整備が進むなど、今や過疎対策事業債は本市の基盤整備にとってなくてはならない最も重要な財源となっております。

一方で、この「過疎法」の第一条には、「人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の拡大、地域格差の是正及び美しく風格のある国土の形成に寄与することを目的とする。」と、その目的が規定されています。

そこでお尋ねしますが、本市における過疎対策事業債の活用状況は、ただいま申し上げた条文に規定されているように、地域の自立促進、とりわけ市内間の地域格差の是正に寄与するバランスのとれた法の目的に沿ったものになっているのか、元来、過疎債の適用地域であった旧西吉野・大塔地域での活用状況を踏まえ、答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 吉田理事。

○理事（吉田暁史） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

過疎対策事業債は道路整備を始め農道や林道整備等のインフラ整備のほか、施設整備や広域ごみ処理施設に係る負担金、更には各種イベント事業などのソフト事業等、幅広い充当が可能で、本市におきましても、平成十七年の市村の合併後、有効な財源として新市全域で活用を図ってまいりました。

地域別では、旧五條市地区における総合体育館の建設、花咲寮やごみ中継施設の整備といった大規模施設整備に、大塔地区における木質チップ生産施設整備事業等に過疎対策事業債を活用しておりまして、西吉野地区におきましても、五新線トンネル改修やきすみ館大規模改修事業の財源として活用を図る予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） この大塔地域、西吉野地域、何の予定もないのに、無理やり事業を起こして、それに過疎債を活用しろという意味で言うているのと違って、大塔町での木質チップ生産施設や西吉野町でのきすみ館の改修などに多額の過疎対策事業債が活用されようと言われていとも理解しています。

また、賀名生分校の学生寮ですか、この改修に過疎対策事業債を活用できるよう今回の議会でも過疎計画の変更が提案されていますよね。いずれにしても、法の目的のとおり、有効な過疎対策のため、本来、過疎対策事業債を充当すべき事業が疎かにならないよう、市内各地域の均衡の取れた発展のため、効果的かつ効率のよい過疎対策事業債の活用をお願いしたいと思います。

次、小さな二番に移ります。

過疎地域自立促進特別措置法失効後の財源対策についてでございます。過疎対策事業債の根拠となる過疎地域自立促進特別措置法について

は、二〇二〇年をもって失効することとされていますが、再度の継続があるのか。また、現在の法律が失効した場合、過疎対策についての新たな法律が制定されるのかなど、不透明な状況となっています。

先ほども申し上げたとおり、この法律を根拠とする過疎対策事業債は、過疎に悩む市町村にとっては「命綱」とも言うべき貴重な財源であり、今後の法の動向は、本市の「死活問題」といつても過言ではないと考えます。

これまで、中長期の財政見通しの必要性については、各議会においても幾度か指摘させていただいておりますが、こうした現状では二〇二〇年以降の施策に、過疎対策事業債の活用を見込むことができないのではないかと心配するところであります。

新庁舎の整備が完了した後においても、周辺道路整備、学校適正化や市庁舎の跡地整備、さらに公共施設の耐震化など、多額の財源を必要とする施策が続くことも考えられます。「過疎対策事業債が使えないので、何もできません。」というわけにはいかないと思います。

そこでお伺いしますが、二〇二〇年以降の財源のめどについて、現状の財政局の考え方を答弁願えますか。

○議長（平岡清司） 吉田理事。

○理事（吉田暁史） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

御案内のとおり、過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法の期限は二〇二〇年度末までとなっております。現在のところ、法が延長されるかは不透明な状況でございます。

現行の地方債制度におきましては、過疎対策事業債は有利な地方債の一つであり、事業の推進に当たっては、法期限の延長は不可欠と考えられており、今後も関係市町村と連携し、国等への要望活動に努めてまいります。

なお、二〇二〇年度で過疎法が失効された場合につきましては、事業推進に当たっては、国・県等の補助金の確保に、より努めることはもとより、合併特例債を始め、より交付税措置率の高い有利な地方債の活用にも努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 今答弁にあった合併特例債を始め、より交付税措置率の高い有利な地方債の活用と言ってはつたのですが、そんな現実現在あるのか、ないのか、ないように思いますね。それはまた改めてお尋ねしますけれども、答弁されたように、法案の継続については、行政と議会が一体となって、また、関係市町村が連携を強化して、国などの関係機関に法案の継続を強く要望していく必要があると思います。全国の自治体間には、既にこうした要望を行う組織はあると思いますが、こうした取組は、よその自治体の誘いを待つのではなくて、理事者・議会ともども、五條市が先陣を切って望んでいくよう、財政局には事務的な調整を含め、今後の対応をお願いしておきたいと思っております。三つ目に入ります。

新年度予算案における過疎対策事業債の計上額と算定根拠についてでございます。新年度予算における過疎対策事業債の予算計上額と直近五箇年の予算計上額を併せて答弁願えますか。

○議長（平岡清司）吉田理事。

○理事（吉田暁史）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

新年度予算額における過疎対策事業債につきましては、花咲寮整備事業に十一億四千五百七十万円、みどり園焼却炉等の解体工事費等に三億一千三百八十万円、学校適正化事業に一億二十二万二千円等の財源として充当し、計上額は対前年度比九億一千八百七十万円増の三十億一千六百五十万円でございます。

また、一般会計における直近五箇年の過疎対策事業債の借入額は、決算ベースでございますが、平成二十六年年度が五億八千六百万円、平成二十七年年度が二十億二千二百万円、平成二十八年年度が二十七億三千三百万円、平成二十九年年度が二十億三千五百万円となっております。平成三十年度は、あくまで当初予算ベースでございますが、二十億九千七百万円となっております。平成三十年度の借入額につきましては、今後精査いたしまして、恐らく幾らかは借入額は下がってくるものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）今借入額が幾らか下がってくるというのは見込みより少なくて済んだということか、それとも繰越事業があつて消化できなかったということですか。

○議長（平岡清司）吉田理事。

○理事（吉田暁史）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

事業の実施に伴いまして、入札等の結果によりまして下がっておるものもございますし、もちろん繰越によりまして借入額が後年度に押し込まれたものもございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）本題に戻ります。

平成三十一年度の過疎対策事業債の予算額は約三十億円、前年度と比較して約九億円の増加ですね。前年度と比較しても、かなり多額の借入れとなるようですが、過去の、平成二十七年ですか、平成二十八年やったかな。ちょっと多くあったようにも見受けられますけれども、今回この多額の借入れを前提とした予算計上ができた根拠というのは、これまでの借入実績によるものなのか、それとも国の予算の状況などで

判断したものなのか。確実に借入れができるのならいいんですけども、借入れができなかった場合、そんなことは想定外なのかもしれないが、予算上、どのような対応を考えておられるのか、その辺のところを答弁願えますか。

○議長（平岡清司）吉田理事。

○理事（吉田暁史）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

新年度予算の過疎対策事業債の算定根拠でございますが、平成三十一年度の国の地方債計画におきまして、百億円増加していることや、これまでの配分実績で、施設整備等については要望額どおりに配分されていることから、大きな減額はないものと見込んでございますが、国の予算の範囲内での配分となることから、執行に当たりましては、地方債発行に必要な県の同意状況を注視しながら、事業実施時期等を含め適切な判断ができるよう庁内で十分に協議を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）前年度比が約四〇数パーセント増え、金額にしても約九億円も増えていると、こんな県・国をあてにして借りる財源を予算計上するのであれば、県当局や国ともしっかりと調整し、ある程度の見通し、裏付けを持って取り組まないといざ貸してくれないわというたら大変なことになると思うんですよ。やっぱり予算化される以上は県当局ともしっかりと調整を図って取り組んでいただけたらと思います。

次、四番に入ります。

公債費の増加に伴う確実な返済計画についてでございます。市民のためにいろいろな事業をやっていかねばならない、そのためにはどうしても起債に頼る必要がある、まさにそのとおりでございます。しかしその裏には、確実な返済の見通しが必要であると考えます。これも当然の理屈だと思いますが、起債の借入れによる公債費の増加については、これまでの理事者側の答弁などにもありましたが、今後の市の財政運営上の大きな不安要素であることは間違いのないと思います。

過疎対策事業債や合併特例債は、確かに有利なものです。けれども三割は確実に返済しなければならぬ、もつと言えば、その返済に充てるお金は、市の予算上、必ず確保しておく必要があるものであり、幾ら相手が国といっても、返済を免除していただけないことはあり得ないかなと思います。

例えば、これから企業誘致などによる市税の大幅な増収が見込まれるとか、また返済に充てる減債基金ですか、過去に答弁してくれていましたけれども、これが潤沢にあるとか、また今後、大幅な積立てが可能であるといったように、しっかりとした返済の根拠があれば良いと思いますけれども、その辺のところのような見解を持っておられるのか、答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 吉田理事。

○理事（吉田暁史） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

地方債の発行については、その年度の償還額以下に抑えることを基本としながらも、今後数年間は新庁舎や花咲寮建設、学校適正化事業など、大型建設事業が続くことから、地方債の借入れも増加が見込まれており、現時点で公債費は二〇二三年度のピーク時に三十五億円程度になるものと想定されております。

なお、その償還財源として、公債費の増加に伴う地方交付税への歳入額の増加や県とのまちづくり協定に基づく事業への公債費補助等の増加が見込まれるところではございます。今後とも引き続き行政改革に取り組み、一般財源の確保に努めるとともに、減債基金を効果的に活用することで安定した公債費の償還をしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 過去に質疑、答弁された、例えば遊休資産の活用・売却等についても一般財源の確保につながるものという趣旨で質問させていただきました。その辺の進捗に関してもまた改めてお尋ねしたいと思っておりますけれども、そういうことも今おっしゃる一般財源の確保につながるものだという事は間違いのないと思っております。是非積極的に取り組んでいただけたらと思います。

今の答弁の中では経費の削減等を言っておられますが、それももちろん大事なことですけど、それと同時に歳入をいかにして増やすか安定させるかということも大切ではないかと思えます。

ちよつと余談になりますけれども、昨年私が議会の行政視察で伊豆の国市というまちに視察に行かせていただきました。そのまちでは、市長さんがここまで来たんやったら是非ここだけ見て帰ってくださいと、我々のスケジュールにはなかったんですけど、そんな大きな支障がないという判断で、まして先方さんの公用車でそこまで連れて行っていただけるといったので、何かあるのかと、そこには葦山反射炉という世界遺産がありました。これは何かというと、江戸時代の末期に外国、黒船等から日本の国を守るといいうことで、大きな大砲、当時でいう大砲ですね、それを作るのに、今でいう溶鉱炉のような施設であったと、それが今現存型掲揚的に残っているのが今言う伊豆の国市と山口県かに二箇所しかない、それが江戸時代末期からずっと伊豆の国市にあったんですよ。そやけど世界遺産に指定、認定を受けたのはつい最近なんです。いつもあって当たり前の建物が、人の手を加えることによって、見る角度を変えることによって、世界遺産になった。従来その葦山反射炉というものを観光の一つの、そのまちの観光地やということによって売って出てきておって、約十万人の年間の観光客が訪れておられたと、そのまちは温泉街でもあるんでね、温泉目的で来られた方もおられるのかもわかりませんが、それがどういふきっかけであったのか、周辺を整備して、市のお金をつぎ込んで、十億円近いお金を、私もうろ覚えなので、正確な数字は今きちつと言えませんが

れども、十億円近いお金をつぎ込んで、周辺民家も買い上げて、周辺を公園のようにして、その中に一人五百円の入館料をいただいて、周辺をきちっと整備して世界遺産に申請して、世界遺産の認定を受けた。それを受けるなり観光客が七十万人に増えた、次の年は確かに何ぼか減って四十万人ぐらい、そしてまた今二十万人ぐらいまで減ってきていると、でも今そこまで減ってきてても、もともと十万人しか来られていなかった観光客が今二十万人に減ったといえ、この二十万人をどうして維持していこうかということ、伊豆の国市の市の職員さんらは考えておられるということでした。単純に計算して、五百円の入館料をいただいて二十万人、一億円です、一億円のお金がその市の収入になるわけなんです。入館料だけで。でもその周辺には温泉もあります、またお土産売り場もあります、これもほとんど市の運営なり、また市内の方の運営で成り立っていると、それだけやっぱり外から収入を得られるような仕組みを作っておられると、そういうことに市のお金を使っていると、そういうふうな取組をすることによってそのまちの歳入が少なからず確保されていっていると思うんですよ。額の多い少ないは別にし、ね、そういうふうな取組も今後、五條市においても公共施設の整備等々、これも大事なことやさかい必要なことはやっていかなあかんけども、次につながるような公共事業に取り組むということも、先の歳入につながるのではないかと思います。

歳入をいかにして増やすか安定させるかということも十分に考慮され、公債費の増加によって、市民サービスに影響を来すことのないようしっかりとした返済計画を立てていただき、平成の時代が終わり新たな時代を迎えるに当たり市民の皆様が安心して、新たな時代に希望を持っていただけの財政運営をお願いしまして、次に移ります。

大きな三つ目です。

新たな時代に向けたまちづくりについてでございます。

(一) 空き家の利活用について。昨年十二月議会的一般質問の中で、窪議員から指摘のあった五條市のシンボルの一つとも言える五條新町通りの一ツ橋の饅頭屋さんが閉店となりましたが、今聞きますと、民間活力によって何がしかの見通しが見えつつあるということも耳にしております。

ここも含めて新町通りには、このほかにも空き家がたくさんあります。一ツ橋の饅頭屋さんの看板にも代表されますように、当市の観光の拠点と位置付けられ、野原側ではその新町通りに通ずる観光交流センター、周遊道路の整備も進められておるところですが、国の重要伝統的建造物群保存地区にも認定されている五條新町通りの空き家の利活用についてお尋ねしたいと思っております。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答えいたします。

平成二十七年から、「五條市空き家利活用推進支援事業補助金制度」を設立し、市内で空き家の利活用を推進する意欲のある地域自治組織、あるいはNPO法人の活動団体に対して五十万円を限度といたしまして、活動費を交付できることとしました。

平成二十七年年度から五條市の補助金審査会で承認されたNPO法人が空き家無料相談窓口の開設や広報誌、散らしを作成するなどの活動を展開してございます。

平成三十年度におきましては、新町地区におきましてNPO法人五條街づくり研究会が空き家を利用して相談窓口を開設しております。今後も市内で空き家の活用を意欲的に推進する団体と連携して取り組んでまいりたいというふうにご考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 今、答弁していただいて、新町地区にもNPOが立ち上がって、そういう窓口になっていただくと、市の取り組まれた事業で重要伝統的建造物群保存地区の補助事業・起業家支援の補助事業等を活用した「大野屋」、「まちなみ伝承館」、初代保安庁長官・司法大臣・法務総裁・参議院議員等々を歴任された木村徳太郎さんの生家でもある「まちや館」、またセカンドライフとして、空き家を利用してお店を営んでいる方もおられます。

他にも幾つかのお店や施設が少しずつですけれども、増えつつありますが、そのいずれにしても自立した経営が難しい状況であると思われるます。そんな中、先ほども少し触れさせていただいた空き家を活用し、定年を迎えた方が、シニアライフ・セカンドライフとして趣味を通じたお店を運営されておられる方が見受けられます。

無理な営利を求めなくてもよい、そんなに儲けなくてもいいというような運営をされている方々の参画を募るような策を考慮していただいて、新町通りの観光振興として空き家を利用した観光客誘致事業へとつなげていただけたらどうかと考えますが、見解があれば答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

空き家を活用したカフェやジオラマ工房等もあり、新町通りには観光客が訪れる場所にもなっております。

また昨年閉店となりました空き家となった新町通りの一ツ橋の饅頭屋さんには、五條市を紹介するパンフレットにも写真が多く使われ、新町通りに多くの観光客が訪れていたというところでございます。このことから観光客に対しての空き家の活用については、今後、様々な角度から検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 今後においては、重要伝統的建造物群保存事業と、それとは別に様々な観光事業にまつわる国・県の補助制度を活用し、

「人が住む、保存地区」・「人が住む、観光エリア」として取り組むことによって地域の活性化にもつながるものと考えます。いつも言うように、部署の垣根を越えて互いの利点を生かした取組をしていただきますことを願いまして、次に移ります。

二つ目、五新線跡の利活用についてでございます。県が作成された南部振興基本計画にある魅力的な地域資源であるという観点から、平成二十七年六月定例会一般質問での答弁で、「貴重な歴史的建造物を観光資源として、活用することが必要であると考えるところであります。橋りょう等の専門家や関係機関と協議しながら、安全性を確保することはもちろんのこと、住民の皆様の理解を得ながら、歴史に触れ合うための仕掛けづくりを検討してまいりたいと、そのように考えております。」と答弁いただいております。

また、平成二十八年には、NPO法人五新線再生推進会議さんの手によって土木学会から「旧国鉄五新線（未成線）鉄道構造物群」として選奨土木遺産に登録されています。

この貴重な地域資源が民間の手によって磨かれ光を放とうとしている今、答弁をいただいでから三年半が過ぎた、市の取組について答弁願います。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

都市整備部におきましては、五新鉄道跡、新町の利活用につきましては、この橋りょうの安全性の確保に向けた取組を行っております。橋りょう点検の実施によりまして安全性を確認しているところですので。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）安全性を確認しているという答弁をいただきました。今、具体的に詳しく教えてください。いつごろどういうふうな点検作業をされておるのか。今後どのような作業をされるのか。答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）藤原技監。

○技監（藤原克哉）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十七年に五新線橋りょう部分につきまして、橋りょう点検というふうな形で点検を行っております。

点検内容としては、コンクリートの強度試験、簡易なシュミットハンマーというもので、現状のコンクリートがどれぐらいの強度を持っているかというふうなところの確認をしております。それについては通常のコンクリートよりも強いというふうなことが結果に出ております。

あと中性化試験と申しまして、コンクリートが二酸化炭素の吸収によって中性化していく、ひいては中の鉄筋が錆びていくというふうな試

験なんですけれども、それについても問題ないと、中性化は起こっていないというふうな結果も出ております。その他、ひび割れ等の箇所の点検と、あと大きなひび割れについてはゲージを付けまして、今後継続的に計っていけるような状況を確認するという形で橋りよう点検の安全確認というふうなことを行っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）今安全点検等はしていただいておりますと、それに基づいて具体的に観光資源としてどのような活用をされておられるのか、また今後、どのような見解を持ってそういう点検をいただいておりますのか、答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

五新線跡は貴重な歴史的建造物として観光にも活用することが必要と考えております。五新線ウォークツアーの参加者や鉄道ファン等の方は訪れていただいておりますが、観光資源として具体的な活用には現在至っておりません。

今後、五新線ウォークツアーとの連携も視野に入れまして検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）貴重な歴史的建造物を観光資源として活用することが必要であるという見解から、県の南部振興基本計画の今後の施策展開と意思を一つにして官民一体となって、積極的な取組が観光資源の発掘につながるものと考えますので、是非今後も引き続き取り組んでいただけますようお願いしまして、次に移ります。

三つ目です。観光資源について。先の質問にある五新線跡のほか、五條市の代表的な既存の観光資源は、国宝の榮山寺と五條新町地区重要伝統的建造物群保存地区が思い浮かびます。

榮山寺においては平成三十一年に創建一千三百年を迎え再注目し工夫を凝らしていただけるように思われます。

また、平成二十七年六月定例会で答弁いただいた、野原の観光交流センターからの五新線跡地を利用した周遊道路の整備計画においても肅々と事業を進めていただいておりますところですが、ほかに旧五條市内・西吉野地区・大塔地区にある観光資源として着目しておられるものあれば、答弁いただけたらと思います。

そして、それぞれのものに対し今後どのような取組をされるのか、併せて答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

観光資源の発掘については、歴史再発見事業として平成二十八年度に梶本晃司さんに観光戦略アドバイザーに就任いただき、五條市の埋もれている歴史の掘り起こしを始めました。

平成二十八年度は、井上内親王にスポットを当て、ゆかりの地を巡るウォークマップの作成をし、十月と十一月にウォークツアーを開催し約七十五人の参加者がありました。

平成二十九年度は、平成三十一年に創建一千三百年を迎える榮山寺に再注目してもらうためにウォークマップを作成し、平成三十年四月にウォークツアーを開催し約六十人の参加者がありました。

平成三十年度は、現在使用できない五新線を観光資源として活用できないかを検証するため、観光協会が主導で五新線ウォークツアーを十一月に開催し約八百人の参加者がありました。

平成三十一年度の予定として、四月に榮山寺を、五月に五新線を活用したウォークツアーを予定しております。今後も掘り起こした観光資源を活用し、観光客の誘致に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）今ちょっと答弁にあった五條市観光協会さんであるとか、言うたら民間の団体ですよ。そういう方々とも協力し合っているような催し、取組をやって、せっかくなものが五條のまちにあるんやさかいに、それをもっと磨いて、市外にアピールして五條のまちに訪れてみようと思っただけのような仕掛けづくり、今後積極的に取り組んでいただけたらと思います。

昨年、一昨年と新町地区の観光振興を目的とした市の補助金を活用し吉野川河川敷で五條新町きつねの森フェスというイベントが開催されました。観光の振興という観点からは、少し趣旨が違ったのかなどの気がしなくもないのですが。

新年度においても六款商工費、一項商工費、三目観光費に五條市地域イベント補助金三百万円もの予算が計上されていますが、新年度において、吉野川河川敷で何がしかのイベントに対し補助金を支出するのであれば、観光費という観点から観光資源である新町通りに主観を置き、できれば河川敷でのイベントも含んだ、そういったようなイベントを実現することにより観光資源である新町通りにも寄与し、かつ新町通り周辺の五條中央・本町・新町・二見地区の活性化につながるものと考えますが、担当部長の見解を答弁願います。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、議員お述べの新町きつねの森フェスは、県内単独イベントとして開催となっており、市の観光地である新町通りへの人の流れも少な

い状態であります。

今後、他の組織との連携も深めることを視野に入れて、新町通りに人の流れを生み出すことも検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）先ほどからずっとお話している観光資源である五條新町通りは、さっき言うたように五條中央・本町・新町・二見地区にまがり、重要伝統的建造物群保存地区には「まちなみ保存会」やNPO法人も存在しております。

そんな民間の団体地域にお住いの方々も一緒になって取り組まれることがよりいいイベントにつながるのかなと思います。

また、過去には、その地域に住む方々が中心となって五條市民であれば、誰しもが訪れ全国でも有数の大きな観光資源となり、終焉を惜しまれた「かげろう座」が開催されていた地区でもあり、当時は多くの方々が意を一つにして、様々な相乗効果が発生し、まちの活性化に貢献されていきました。

当時のかげろう座みたいなことをしろうと言っても無理やし、しようというそこまでは言いませんけれども、多くの市民の皆様が、一人でも多くの皆さんが、意を一つになれるようなイベントの開催に貴重な予算を費やすべきだと私は思います。部長、それについて見解どうですか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お述べのとおり、予算は大切な税金を活用させていただきまして、市民の皆様方に御理解をいただきまして多くの市民の皆様方に御参加いただくようなイベントが望ましいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）同じ一日だけのイベントに、先ほどのお話を借りて申しわけないですけども、同じ打ち上げ花火を打つのだったら、効果的な打ち上げ花火にしてくださいよう取り組んでいただきますことをお願いします。

四つ目、観光周遊ルートの確立についてでございます。五條市の観光行政についてお伺いします。

平成二十七年六月議会で「五條市に点在する観光スポットを少しでも多く効率的に巡っていただくことで、五條市で一日を掛けて満喫していただけるような観光周遊ルートの確立に向け取り組んでまいりたい。」という答弁をいただいております。

観光周遊ルートの確立の進捗状況について答弁願えますか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

金剛登山、ダイヤモンドトレールについては、大阪・奈良・和歌山の三府県と十の市町村、計十三団体で実行委員会を組織し、コース選定を行い大阪府のホームページで広報しています。

五條市からは、JR北宇智駅より小和道と久留野道のコース、田園から行者杉を通るコースが紹介されております。今後も多くの人に金剛山に登ってもらえるような企画をダイヤモンドトレール実行委員会とともに取り組んでまいります。

次に、西吉野地域での周遊ルートは、吉野三山と呼ばれる、栃原岳、銀峯山、櫃ヶ岳を巡るトレッキングルートを設定いたしました。この三山は、それぞれ金岳、銀岳、銅岳とも呼ばれ、神宿る山として古来より山岳信仰の対象となっております。

また、津越の福寿草、賀名生梅林などの花を楽しむルート。賀名生皇居跡などの歴史を巡るコースなどのそれぞれを連携させ、観光資源として活用していきたいと考えております。

次に、大塔地域での周遊ルートについては、今後新しい天辻トンネルが開通すると、ロッジ星のくに、道の駅吉野路大塔がある地域は車両の通行等が減少することが予想されます。そこで、ロッジ星のくにでの天体観測や、サイクリングコースの拠点として活用し、併せて宿泊をしてもらえるような周遊コースについて、関係団体とともに検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）今答弁の中にあつた金剛登山、過去にも私ダイヤモンドトレール等々について質問させていただいたと思うんです。そのときにもお話しさせていただいたかどうか定かではないんですけども、過去に金剛山という山は富士山に次いで日本の国の中で登山客の多い山のうちの一つであるというふうな認識があると思うんですよ。その大半が大阪から登山されていると。でもね、昔からそうであつたんじゃないんですよ。もつと昔はJR北宇智駅周辺に民宿もあつたんですよ。今は見受けられませんが、何のための民宿かと言うたら登山客用の民宿なんです。そういう民宿という家業が、登山客を相手にして生業が立っていた時代もあつたということは紛れもない事実なんです。ただそれがもう今となっては、交通の便も良くなってわざわざ泊まりで来なくてもいいというようなこともあるかも分らないけれども、それだけ登山客は当時はまだ五條側、北宇智から登られていた方もたくさんおられたと思うんです。それがほとんど大阪から登っている。これを五條側JR北宇智駅周辺から今言っていた小和と久留野の二つのルートがあるって言っていました。その辺のところをしっかりと整備していただいて、その登山客、登山の愛好家の方々に五條市から登っていたかどうかという仕掛けづくりを取り組むことによつて、JRの北宇智駅周辺、JRさんも今あそこ無人駅になっていますわ、でもやっぱりJRさんの意向としたら北宇智の駅だけと違つて、各駅の駅前広場の活性化というのは、ひいてはJRさんの乗車客の業績アップにつながっていくと思うんですよ。その辺もいろいろ模索していただいて、市単

独でするのではなく、もちろん地域の方とも協議していただいて、また今JRさんともタイアップできるところがあれば、いろんな協議をしてね。金剛山をもう一遍よみがえらせていただくということも一つの観光資源の発掘になるのと違うのかなと思います。

また、今あちらこちらのお話をさせていただいて、今の答弁にあるように多くの観光資源が五條市内には点在しております。その点において観光資源にしっかり目を向けて、それを線でつなぎ、多くの来訪者に訪れてみたくなる観光ルート確立につなげていただくことが、多くの来訪者を招き入れ、市内経済の活性化に寄与し、先ほどの質問、四番目にした公債費の増加に伴う確実な返済計画についての答弁にあった「これまで以上に一般財源の確保に努めてまいります。」という答弁につながるのではないかと考えます。積極的に取り組んでいただけることをお願いします。

また、今定例会初日に報告されました監査委員からの定期監査結果報告書のむすびにこうありました。「再度検証していただきたいものとして、人員縮減や新たな仕事が増加している現状にあつて、今行っている業務は行政が本当にやるべき範囲なのか。業務内容や手続きを検証しないまま漫然と継続しているものはないか。経済性・効率性・有効性にならなっているものかなど、再度各部署において業務点検を行い、最小の経費で最大の効果が挙げられるよう仕事に取り組みたい。」とあります。先ほどからの質疑答弁の中に該当する事案がないか、今一度よく見直していただいて、またよくお考えいただいて、監査委員さんからの御提言を尊重して、お仕事に取り組んでいただけることをお願いします。次に移ります。

最後、四つ目ですね。新たな時代に向けた行政組織と自治会組織について。

(一)の加入率につきましては、昨日の山口議員に対する答弁とほぼ重複しますので、割愛させていただきます。

そのときの答弁を、きのうのことなのでちよつと頭の中で思い出していただいて、二番、三番へと続けていきたいと思っております。

(二)の中継所への持込みごみの推移についてでございます。中継所というか、今、名称をエコ・リレーセンターですか、これが建設されていますが、完成したら現在のみどり園から、このエコ・リレーセンターへと市民の皆様のごみの持込みは、場所は変わっていくのですけれども、量的には変化は余りないのではと考えます。ちよつと遠くなつたさかいつてごみが減るわけでもないし、余り変わらないと思うんですけれども。そこでちよつと尋ねたいのですけれども、現状の持込みごみの推移を答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

みどり園への持込みごみを可燃ごみで見ますと、平成二十五年年度は約二、五〇〇トン。平成二十六年年度は約二、七〇〇トン。平成二十七年年度は約二、三〇〇トン。平成二十八年度は約二、一〇〇トン。平成二十九年度は約一、四〇〇トンとなっており、平成二十六年年度ピーク時と比べると約五二パーセントの減少となっております。

要因といたしましては、事前申請制度の導入による不適切ごみの持込みの減少であると分析しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）今の数字を聞いていますと、無駄なごみの持込みの抑制につながっていると解釈してよろしいですね。

それでは、収集ごみの量はお尋ねしても答弁できますか。持込みごみのことを今聞かせていただきましたけれども、収集されているごみの量について、できますか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

収集ごみ、全てのごみなんですけれども、平成二十五年度の総計が一一、七六八トン。平成二十六年年度が一二、五九九トン。平成二十七年年度が一一、九四五トン。平成二十八年度が一一、一九〇トン。平成二十九年度が九、三四九トンとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）すみません、ちょっと私の聞き方がまずかったのか。毎日回収しているごみがありますね。最初に答えてもらったのは持込みごみの量を尋ねさせてもらいましたやろ、今お尋ねしたいのは、回収に回っている、毎日パッカーで回って集めて持って返ってくるごみの量を、無理だったらいいのですが、分かれば答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

ステーション回収につきましては、平成二十五年年度が五、三二九トン。平成二十六年年度が五、一三八トン。平成二十七年年度が五、二三〇トン。平成二十八年度が五、一一〇トン。平成二十九年度が五、二五七トンとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）今言っていたいたのは、可燃ごみですね。さっき答弁いただいたのが市民の方が持つて行っている持込み、あとで答弁いただいたのが、市が収集して今やまと広域環境衛生事務組合に持つて行っているごみの量ですよ。はい。

続いて、（三）に入りますけれども、ごみ集積所の管理、今言うステーションというのですか、この管理について現況はどのような管理になっっているのか答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

ごみ収集は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の二第一項に、「市町村は一般廃棄物を生活環境の保全上、支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。」と規定されていることから、ごみの収集運搬及び処分は市の責務でございます。

五條市において、自治会の皆様方の御協力のもと、ステーション回収場所一千三百六十箇所を設置しております。

しかし、ステーション回収場所の設置数は、自治会によって様々であり、また自治会未加入の方については、そこを利用できないケースもございます。

現在、その解決策として自治会に未加入の方でも利用できるように働き掛けること、未加入の方が数人集まってステーション回収場所を設置してもらうこと等を奨励し、支援も行っております。しかしながら、解決には至っていないため、今後に向けて調査研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）一つ目の昨日の自治会の加入率に対する答弁、持込み可燃ごみ、回収可燃ごみという今三つの視点でお尋ねさせていただきましたのですけれども、それを総括的に見た場合、持込み可燃ごみは収集日に出し忘れたか、もしくは自治会未加入者の持込みごみと判断できると思われます。自治会に未加入だからといって自治会加入者と同じ行政サービスが受けられない方々も同じ市民であります。「自治会・行政ともに工夫しながら、加入促進を検討していきたい。」と昨日、答弁されていますね。現実として、市民の皆様の様々な理由で自治会離れの傾向にあると思われれます。その要因は時代の流れとともに当市の問題だけでなく、全国的に類似する傾向にある自治体は少なくないというのが現実であると考えます。

そんな中、全国の自治体は自治会組織に対し、その在り方に様々な取組をされようと、また取り組んでおられる自治体もあります。以前にもお話しさせていただいたこともありますが、ある報道機関が自治会組織の有無に関し実施した国民の意識調査では、必要、不必要がほぼ半々であるという統計も出ています。

また、あるコラムで「自治会は必要か不必要か、答えは必要と言えるでしょう。ただし自治会ありき型の組織によるものでなく、住民のニーズに応え得る機能を有するものでなければ、その存在意義がありません。行政頼みの地域代表性を担保している既存組織でなく、子ども会や女性・高齢者の集まりなどの性別・世代別代表性のほか、福祉や防災などの課題代表制を担保し、住民一人ひとりが参加する意義・楽しみを感じる活動体としての機能が求められます。多世代交流から知恵を結集し、その有機的な展開により、コミュニティ・ビジネスを創出し、

コミュニティ・ガバナンスを構築できる自治会であってほしいところです。」とありました。

私自身も、このコラムを目にしたときに、強く共感を覚えた次第なんです。今回は行政サービスであるはずのごみ収集の公平性に今スポットを当てお話をさせていただいているんですけども、ほかにもいろんな問題があると思うんです。今の全国的な取組としていろんな協議とかをされているのをいろんなところで読んで調べていたら、大半が「地域自治組織」から「住民自治組織」へと工夫を凝らし加入者を増やす取組も必要な時期に差し掛かっているのではないかと、今までの状況だったら増えてこないけれども、また中身を少し変えるという工夫で、また更なる加入者を増やすということにもなるのであろうという考えで取り組んでおられるまちは、また機会があれば見ていただいたら少なくともと思うんですよ。そういうことも含めて今回この四つ目の質問に加えさせていただいたのです。

いずれにしても、冒頭でもお話しさせていただいたように、間もなく新しい元号が公表され、平成が終わりを告げ、五月からは新たな時代を迎えることとなります。

今回させていただいた質問も新たな時代に向け必要なことだと考えますので、答弁された理事者各位には、それぞれのお立場から新たな時代に向けた取組をお願いしまして、私、牧野雅一の平成の時代、最後の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（平岡清司）以上で四番牧野雅一議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため、二時二十五分まで休憩いたします。

午後二時八分休憩に入る

午後二時二十四分再開

○議長（平岡清司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

○議長（平岡清司）次に日程第二、報第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）報第二号 平成三十一年度五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について。

○議長（平岡清司）報告を求めます。松本土地開発公社事務局長。

〔土地開発公社事務局長 松本成人登壇〕

○土地開発公社事務局長（松本成人）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第二号、平成三十一年度五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について主な項目を地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により御報告申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成三十一年度五條市土地開発公社事業計画書、予算書、資金計画書の一ページを御覧いただきたいと存じます。最初に、平成三十一年度事業計画から説明させていただきます。

まず、五條市土地開発公社が実施する用地造成事業に係る一般用地取得造成事業計画でございますが、新規事業につきましては、平成三十一年度の計画はございません。

次に、継続事業につきましては、今井島台工業団地の用地維持管理事業費及び基金からの借入金支払利息といたしまして百一万五千円を計上いたしております。

続きまして、二ページを御覧いただきたいと存じます。

市からの依頼に基づき、公共事業に必要とする土地等を先行して取得する事業に係る公共用地取得事業計画でございますが、新規事業についてはございません。

次に、継続事業でございますが、事業用地名一の二見公共用地から三ページの最後八の野原新町公共用地までの八つの事業用地につきましては、計画事業費を合計百二十四万円計上いたしております。

事業概要といたしましては、草刈等の用地管理経費及び借入金支払利息の執行となっております。

事業計画については以上でございます。

続きまして、平成三十一年度予算を御説明申し上げます。

四ページを御覧いただきたいと存じます。

最初に、第二条の収益的収入及び支出の予算額でございますが、公社の単年度における経常的な事業活動を示すものであり、事業活動に伴い発生する全ての収益と、全ての費用が、現金収支の有無にかかわらず、発生の事実に基づいて計上されるものであります。

収入の部では、第一款土地開発事業収益といたしまして、一億一千三百万三千円を計上いたしております。

収入の部における内訳でございますが、第一項の土地開発公社が主たる事業によって得た収益であります、事業収益につきましては、土地売却収益として、一般国道二四号五條本町地区歩道設置事業用地の売却に伴う収益六千六百十六万二千円と市道岡口三号線道路整備事業に伴い

ます五條駅南北連絡道代替地事業用地の売却に伴う収益五千百十三万八千円の合計一億一千二百三十万円を計上いたしております。

次に、第二項では、主たる事業活動以外の活動を源泉とする経常的な収益であります事業外収益としまして、JR五條駅前臨時駐車場運営及び公社所有土地貸付等に伴う収益、七十万三千円を計上いたしております。

続きまして、支出の部でございますが、第一款、土地開発事業費用といたしまして、一億九百九十六万三千円を計上いたしております。

次に、支出の部における内訳でございますが、第一項の土地開発公社が主たる事業に要した費用であります事業費用につきましては、一般国道二四号五條本町地区歩道設置事業用地及び市道岡口三号線道路整備事業に伴う五條駅南北連絡道代替地事業用地の売却に係る土地売却原価一億八百二十万円並びに事務的経費であります一般管理費五十四万八千円の合計一億八百七十四万八千円を計上いたしております。

次に、第二項では、主たる事業活動以外の活動により生じたものであります事業外費用としまして、JR五條駅前臨時駐車場の運営経費であります駐車場管理費、及び雑支出を合計七十一万五千円、さらに第三項では予備費として五十万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、五ページを御覧いただきたいと存じます。

第三条の資本的収入及び支出の予算額でございますが、資産の処分の有無にかかわらず、資産の増加に係る支出や負債の減少に係る支出及びこれらのために必要な資金収入を計上するものであります。

また、資本的収入額の三十一万七千円が資本的支出額の一億一千二十九万八千円に対して不足する額である一億九百九十八万一千円は、損益勘定留保資金で補てんするものとしていたしております。

損益勘定留保資金につきましては、収益的支出における費用のうち、土地売却原価など、現金の支出を伴わない費用の計上がもとになるものであり、帳簿上に計上されたその費用の金額は、公社の会計処理上、前年度以前の未使用分も合わせまして、内部留保資金として資本的収支不足額の補てん財源として使用することができるとしております。

収入の部でございますが、第一款資本的収入といたしまして、三十一万七千円を計上いたしております。

収入の部における内訳でございますが、第一項で、市からの利子補給金三十一万七千円を計上いたしております。

これは、土地開発公社経営健全化対策の一環として、公社保有土地の簿価上昇の緩和を図るため、市基金からの借入金に係る支払利息に対して、市から補給を受けているものでございます。

次に、支出の部でございますが、第一款資本的支出といたしまして、一億一千二十九万八千円を計上いたしております。

支出の部における内訳でございますが、第一項では用地取得造成事業費として二百四十四万八千円を計上いたしております、各事業用地の草刈等維持管理経費等を百九十八万六千円、金融機関及び市基金に対する支払利息を四十六万二千円計上いたしております。

次に、第二項では、借入金償還金としまして、借入金金融機関及び基金への償還金としまして、一億七百八十五万円を計上いたしております。

予算については、以上でございます。

続きまして、平成三十一年度資金計画を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、六ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、一の受入資金でございますが、先ほどから御説明を申し上げました、「二」の事業収益から「三」の利子補給金に「四」の前年度繰越金を加えまして、合計で一億二千三百六十万二千円でございます。

次に、二の支払資金でございますが、「二」の事業費用から「五」の借入金償還金に「六」の未払金を加えまして、合計で一億一千三百十五万三千円となっております。差引きで一千四十四万九千円の黒字資金収支を見込んでおります。

続きまして、七ページから八ページを御覧いただきたいと存じます。

ただいま御覧いただいておりますものは、平成三十一年度予定貸借対照表でございます。平成三十一年度における当公社の財産状況を明らかにするため、貸借対照日であります平成三十二年三月三十一日に予定する全ての資産、負債及び資本を記載したものであります。

資産合計の二十一億三千五百六十二万二千円に對しまして、次の八ページにございます、負債合計が十九億三千二百三十八万円、資本合計が二億三百二十四万二千円で、負債・資本合計は二十一億三千五百六十二万二千円でございます。

引き続き、九ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、債務に関する計画書でございます。長期借入金の平成三十年度末の債務額十六億四千二十三万円に對しまして、平成三十一年度中に一億七百八十五万円の償還を予定しており、平成三十一年度末の債務額は、十五億三千二百三十八万円となる見通しでございます。

続きまして、十ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、平成三十年度予定損益計算書でございます。平成三十年度における当公社の経営成績を明らかにするため、会計期間に属する全ての収益とこれに對する全ての費用とを記載して、当年度の経営の状況並びに純損益を表示するものであります。

事業収益の二億五千八百三十九万七千円から事業費用の二億五千四百八十七万九千円を差し引いた額であります三百五十一万八千円と、事業外収益の七十万八千円から事業外費用の六十二万二千円を差し引いた額であります八万六千円の合計金額であります三百六十四万四千円が平成三十年度の純利益となる見通しでございます。

続いて、十一ページから十二ページを御覧願います。

ただいま御覧いただいておりますものは、平成三十年度予定貸借対照表でございます。平成三十年度における当公社の財産状況を明らか

にするために、貸借対照日であります平成三十一年三月三十一日に予定する全ての資産、負債及び資本を記載したものであります。

資産合計の二十二億四千五百二十四千円対しまして、次の十二ページにございます、負債合計が二十億四千三百三十二万二千円、資本合計が二億二十万二千円で、負債・資本合計は二十二億四千五百二十二万四千円となる見通しでございます。

なお、十三ページ以降の平成三十一年度五條市土地開発公社予算説明書につきましては、説明を割愛させていただきますので、後刻御清覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）新年度予算の中で借入額は総額で幾らなのか。借入先ですね、地方銀行ありましたけれども、この間の決算では五條市の一般会計の基金から大分繰入れしていますよね、土地開発公社の立場から言うたら借入れしていると思うんですけどもね、一般会計からの借入れはないのか。借り入れているところの借入先全て明らかにしていただけますか、借入れの金額の合計と。それはこの予算書のどこに載っているのか、この予算書に基づいて説明してください。

○議長（平岡清司）松本土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（松本成人）失礼します。

十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

予算書でございますが、平成三十一年度の当初の借入金でございますが、この予算書の冊子の十二ページにございます。

こちらは平成三十一年度の年度末の負債の部でございます。この一、固定負債（一）長期借入金、こちらが平成三十一年度末、三十一年度当初の借入金となるものでございまして、合計で十六億四千二十三万円となっております。

この内訳でございますが、五條市基金からの借入額が約十五億八千二百万円でございます。そして南都銀行からの借入額、こちらが国道二四号関係でございますが、約五千八百十五万円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）やっぱりね、新年度予算の中でもこれだけの借入れをしなければ予算が組めないということになっているわけですね。

次に聞きますけれども、土地の買収をした価格と売却した価格は一緒ですか、それとも差があるのですか。差があるのですたら、買収は幾らで、売却は何ぼか、その辺ですね、金額で表すのが無理でしたら割合でも結構ですから、その辺どうですか。

○議長（平岡清司）松本土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（松本成人）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

基本的には購入した金額と売却の金額でございますが、同様と申しますか、購入した金額にその間の借入金の利子でありますとか、それから草刈り等その土地について直接的に維持管理等をした経費、それを乗せて簿価となりますが、その金額で売却しております。よって購入した金額よりはある程度高い金額になるというものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）最低の経費は上乘せして売却しているということですが、新年度予算でも十五億五千八百万円、借入れせんことには予算が組めていないわけですからね。できれば買取価格、売却価格は経費プラスもう少し借入金を返済しなければならぬその借入利子の幾らか分ぐらいは上乘せして、借金を解決できるような売却計算も必要ではないかなというふうに思いますわね。それでないと、公社の借金はいつまでたってもなかなか解決できないということになると思うんですね。これはもう答弁結構ですけども、五條市の一般会計の基金から十五億円も出しているわけですからね。

次にもう一つお聞きしますけれども、今五條市の土地開発公社が抱えている土地、あちらこちらにたくさんありますわね、この計画の中にもありますわね。この土地の販売について、一般の皆さん方に何らかの方法で宣伝活動をされているのかどうか、その辺どうですか。

○議長（平岡清司）松本土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（松本成人）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

一般の皆様への宣伝活動は特にいたしておりません。事業の目的がございまして先行取得した土地でございまして、市内部で公社の理事会でこの土地はもう将来も使用しない、市からの買戻しもないと、そういった土地がございましたら、それを特定して民間に売却していくということも考えられますが、今のところそういった宣伝等はしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

以上で報第二号の報告を終わります。

○議長（平岡清司）次に日程第三、報第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）報第三号 平成三十一年度一般財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告について。

○議長（平岡清司）報告を求めます。谷口一般財団法人大塔ふる里センター常務理事。

〔一般財団法人大塔ふる里センター常務理事 谷口晶紀登壇〕

○一般財団法人大塔ふる里センター常務理事（谷口晶紀）失礼します。

ただいま上程いただきました報第三号、平成三十一年度一般財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算につきまして、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により御報告申し上げます。

平成三十一年度は、五條市の地方創生事業と連動し、官民連携による取組を進めるため、理事を民間から招き、民間の経営ノウハウを使い法人運営の強化を図ります。

まず初めに、平成三十一年度収支予算について御説明申し上げますので、別冊の平成三十一年度事業計画・収支予算書を御覧願いたいと存じます。

二ページから三ページをお願いいたします。

平成三十一年度における一般財団法人大塔ふる里センター事業全体の収支予算でございます。

当期収入、支出予算額はともに一億五千五十八万四千円で、前年度に比べ五百八十二万円の増となっております。

収入の主なものといたしましては、ロジスタのくいの宿泊事業収入三千六百二十四万一千円、道の駅などの売店事業収入四千九百八十三万円などの事業収入として一億二百九十九万一千円、五條市からの指定管理料として委託金収入四千五百五十八万一千円などを見込んでおります。

次に、支出の主なものといたしまして、事業費支出においては売店販売用商品購入代としての仕入高二千五百四十二万円、職員九名の給料手当三千六百五十三万円、電気・ガス代などの光熱水料費一千七百三万円、食材購入費としての原材料費一千百三十九万四千円などとなっております。

また、管理費支出においては、職員一名の給料手当四百四十九万円、全職員の福利厚生費百五十二万円などとなっております。

次に、各事業別の主な事業について、御説明させていただきます。

四ページを御覧願います。

ふれあい交流館につきましては、当期収入、支出予算額ともに三千三百十五万円で、五十万円の減となっております。これは浴場収入等の増加等による指定管理料の振り分けの変更によるものであります。

収入の主なものは、浴場利用収入など一億三千三百三十万円、委託金収入一千六百九十一万円であり、支出の主なものは、電気・ガ

ス代などの光熱水料費八百五十万円、ボイラーの燃料費六百八十五万円などとなっております。

次に、五ページを御覧願います。

ロジ星のくにつきましては、当期収入、支出予算額ともに五千三百十万円、前年度に比べ五百十八万円の増となっております。

収入の主なものは、宿泊事業収入などの事業収入四千二百二十四万一千円、委託金収入一千七十九万九千円であり、支出の主なものは、電気・ガス代などの光熱水料費四百五十万円、研修などの負担金として百一万円、食材購入の原材料費六百八十万円、企業向けの社員研修のプログラム製作の委託費などで四百五十万円となっております。

次に、六ページを御覧願います。

道の駅につきましては、当期収入、支出予算額ともに三千八百九十万円、前年度に比べ五十万円の増となっております。

収入の主なものは、売店事業収入などの事業収入三千四百九十万円、委託金収入百六十万円であり、支出の主なものは、商品購入代としての仕入高二千二百二十三万円、電気代などの光熱水料費二百六十六万円などとなっております。

次に、七ページを御覧願います。

大塔郷土館につきましては、当期収入、支出予算額ともに一千五百六十六万四千円、前年度に比べ十一万四千円の増となっております。

収入の主なものは、売店事業収入などの事業収入一千九十三万円及び委託金収入三百七十三万四千円であり、支出の主なものは、食材購入の原材料費四百六十六万四千円となっております。

次に、八ページを御覧願います。

大塔水車施設につきましては、当期収入支出予算額とも十二万円を見込んでおります。

次に、九ページを御覧願います。

福祉事業につきましては、当期収入支出予算額とも百五十万円を見込んでおります。

最後に十ページを御覧願います。

一般管理費につきましては、事務局費であります。人件費一名分と事業運営費等となっております。

委託金収入としては八百六十二万八千円を計上させていただきます。当期収入支出とも八百六十五万円を見込んでおります。支出といたしまして、平成三十一年度より理事を民間から招き、営業活動を活発に行うことから、旅費交通費として五十二万円ほど計上いたしました。

なお、一ページの平成三十一年度事業計画につきましては説明を省略させていただきますので、後刻御清覧いただきたいと存じます。

平成三十一年度におきましても、各施設の利用向上と経費の削減、大塔の特産品・ジビエ肉などの販売に一層努めてまいりたいと存じます。以上で報告を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）ふれあい交流館のレストラン部門は、今現在どうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司）谷口一般財団法人大塔ふる里センター常務理事。

○一般財団法人大塔ふる里センター常務理事（谷口晶紀）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

ふれあい交流館のレストランにつきましては、ただいま五條市の漁業組合の方でレストランを昨年の五月より営業いたしております。

次年度も引き続きしていただけるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）そしたらその方に対しての指定管理料の一部というものを渡しておるわけですか、渡していないわけですか。

○議長（平岡清司）谷口一般財団法人大塔ふる里センター常務理事。

○一般財団法人大塔ふる里センター常務理事（谷口晶紀）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

収入といたしましては、家賃収入として、うちの方にいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）これしか聞かれへんよってに……、そしたら指定管理料というか一銭も渡していないわけなんですか。ただ収入を得た分をいただいております。そしたら昨年までやったら指定管理料の中の一部で途中までやっていたと思えますけれども、漁業組合に渡すまで。それも渡してなかったのか、その辺明らかになっていただけますか。

○議長（平岡清司）谷口一般財団法人大塔ふる里センター常務理事。

○一般財団法人大塔ふる里センター常務理事（谷口晶紀）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

指定管理料といたしまして、ふれあい交流館の方に一千六百九十一万円、指定管理料として分配しております。その中で家賃収入の方は、

……………（議場に声あり）

○議長（平岡清司）榎内副市長。

○副市長（榎内成吉）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

昨年の五月から五條市の漁業組合に委託をさせていただいておりまして、収入及び支出につきましては漁業組合が全て自己完結していただいております。こちらからは支出はございません。ただし、家賃としての収入だけをいただいております、そういうことで契約をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）吉田議員よろしいか。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）そしたら昨年のことになるやけれども、指定管理料を払っていますよね、そしてそこに払わんと逆にもらっておたら指定管理料というもの、差額出てくるん違いますか。それはどうなっていますか。

○議長（平岡清司）檜内副市長。

○副市長（檜内成吉）十番吉田議員の御質問にお答えいたします。

その件につきまして、顧問弁護士さんの方に御相談をさせていただきました。市の方に対しまして、こういう内容でさせていただくことについても御承認をいただいた中で、指定管理料の増減なしですということと許可をいただいております。よって家賃収入をいただくというこの契約で行っておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）民間から理事を雇うと、それも給料とか分からへんのやけれども、今常務理事がおっしゃったのは旅費交通費として五十二万円だけ予算に計上しておると、どんな人を、理事は給料なしですか。どこから雇うのか。招き入れるという話ですやけれども、そのことについて答弁願います。

○議長（平岡清司）谷口一般財団法人大塔ふる里センター常務理事。

○一般財団法人大塔ふる里センター常務理事（谷口晶紀）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

新しい理事におきましては、先般一月の二十三日の評議員会におきまして新しい新理事六名、そして監事二名が承認されました。給与につきましては、初年度ですので、奉仕というか給料なしでやっていただけということをお聞きしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）理事が六名選ばれたというけれども、それはもう給料なし、報酬もなしですか。新しい民間の活力みたいなことを書いてあるんですが、どんな人ですか。

○議長（平岡清司）谷口一般財団法人大塔ふる里センター常務理事。

○一般財団法人大塔ふる里センター常務理事（谷口晶紀）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほども申しましたように、新しい理事さんの方々の給料というのは、初年度ですので、ないというか、受け取らないというふうなことを聞いております。一応、来年度は初年度ですので、それで営業していただけて利益等が出れば考えていただけたらと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）榎内副市長。

○副市長（榎内成吉）十番岩本議員の御質問にお答えを申し上げます。

五條市の財団の経営については非常に厳しいところがあるということで、平成二十九年の三月に五條市の地域産業ブランド推進協議会を立ち上げまして五條市の経済の活性化のために、いわゆる地域商社というものを立ち上げていくと、その協議会で鋭意協議をいただきました。この四月以降については、その推進協議会の中で協議をいただいた方々の中で六人を理事として今のところ選任をいただいております。

給与はあるかどうかという報酬に対してはないということでございますけれども、これは基本的には財団が最終的には地域ブランドを立ち上げながらしっかりと儲ける商社になって多くの方が来ていただけるようにという、最初の一步になるように努力をしていただけるといふことの民間の力を結集してやっていこうよということと立ち上がっていただいたものと考えております。

これが最終的には、今平成二十八年度から五年間の指定管理が終わる平成三十二年度で一つの五年間の指定管理が終わるわけですけれども、それ以降、平成三十三年度以降を見据えて今の指定管理料四千二百二十万円をいかに削減させていただいて、経営をうまく乗っていただけるように新しい理事さんの英知、あるいは知恵を貸していただけて頑張らせていただきたい、そういう形で平成三十一年度の予算を今回報告させていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）今副市長の答弁にございましたけれども、民間の経営ノウハウを導入するということですが、差し支えなかったら理事さんのお名前になり出身をお聞かせ願えますか。

○議長（平岡清司）榎内副市長。

○副市長（榎内成吉）七番岩本議員の御質問にお答えを申し上げます。

まだ役職としては理事として決まっておるだけでございますが、まず一名が五條市観光協会会長であったり、また柿の葉ずしヤマトの代表取締役であります宮倉靖幸様、また有有限会社アシスト代表取締役であります俵 誠治様、株式会社G O J O チャレンジの代表取締役社長の片

岡久議様、株式会社柳澤果樹園代表取締役の柳澤佳孝様、五條市森林組合組合長の吉川和伸様、そして株式会社南都銀行五條支店の支店長、今南都銀行の支店長は増田様でございますけれども、四月から代わられるということの、南都銀行様をお願いして充て職ということで南都銀行の五條支店長を入れさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

以上で報第三号の報告を終わります。

○議長（平岡清司）次に日程第四、議第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第三号 エコ・リレーセンターごじょう条例の制定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。井上産業環境部長。

〔産業環境部長 井上 昭登壇〕

○産業環境部長（井上 昭）ただいま上程いただきました議第三号、エコ・リレーセンターごじょう条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三ページを御覧願います。

本案は五條市内で発生するごみを適切に受け入れ、中継するとともに、ごみの減量化・再資源化を図るため、その施設の名称及び設置位置を条例制定するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるところでございます。

それでは、制定内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の四ページを御覧願います。

まず、第一条では、ごみの適切な受入れ、中継、ごみの減量化・再資源化を図るため、「エコ・リレーセンターごじょう」を設置することを定めております。

続きまして、第二条では、施設の名称を「エコ・リレーセンターごじょう」に、また、位置については、「五條市近内町一一〇四番地の四」と定めています。

続きまして、第三条では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めることとしております。

附則一では、条例の施行日を規則で定める日としています。

附則二では、当該条例改正に伴い、五條市の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正し、特殊勤務手当の支給範囲を定めた第二条第四号中「みどり園」を「エコ・リレーセンターごじょう」に改めるものです。

附則三では、当該条例の制定に伴い、「五條市みどり園条例」を廃止するものでございます。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）新しい中継所ができればこういう名称にすることだと思えます。みどり園条例廃止ということになっていきますけれども、そしたら現在みどり園で中継事業を担当してくれている職員の雇用は今と同じように保障されるのかどうか、その辺どうですか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、みどり園に行かれています職員はそのままエコ・リレーセンターごじょうの方に移行します。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第五、議第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第四号 五條市地域審議会条例の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。森川西吉野支所長。

〔西吉野支所長 森川義彦登壇〕

○西吉野支所長（森川義彦）ただいま上程いただきました議第四号、五條市地域審議会条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五ページから六ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例の一部改正につきまして、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。条例改正につきましては、東日本大地震に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が施行され、合併特例債の起債期限が延長されたことにより、より地域の充実を図るため、住民の意見を聞く必要があることから、条例の期限を延長するものでございます。

改正内容でございますが、第一条中の「市町村の合併の特定に関する法律」の「特定」を「特例」に改め、「市町村の合併の特例に関する法律」とし、文言の整理を行います。

また、附則第二項の「平成三十二年三月三十一日」の条例の期限を「平成三十七年三月三十一日」に改めるものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は、平成三十一年四月一日から施行するものとしております。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）これは合併特例債が五年延びたということが変わるということとは分かるんですけども、そしたら地域審議会に属されているメンバーさんは変更あるのか、それともこのまま継続でいくのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司）森川西吉野支所長。

○西吉野支所長（森川義彦）十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

現在の地域審議会の委員さんの任期はこの平成三十九年度末の平成三十一年三月三十一日付けになっております。

本条例の改正が御議決いただければ、また新たに平成三十一年四月一日より平成三十一年度から平成三十二年度の委員さんを指名しまして、次年度また地域審議会として活動していただく予定でおります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）そしたらメンバーさんも変わることもあり得るということでもよろしいですかね。

○議長（平岡清司）森川西吉野支所長。

○西吉野支所長（森川義彦）十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お述べのとおり、変わられる委員さんもおられますし、そのままの議員さんもおられるかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第六、議第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第五号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。和田市長公室長。

〔市長公室長 和田剛明登壇〕

○市長公室長（和田剛明）ただいま上程いただきました議第五号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の七ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は長時間労働の是正のための措置として、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が平成三十一年四月一日より施行されることに伴い、関係条例の改正を行うものでございまして、地方自治法第九十六条第一項の規定より、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の八ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、改正条例の本則でございますが、第七条に第三項として「前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。」の規定を追加するものでございまして、超過勤務を命じる時間及び月数の上限等の具体的な事項につきまして、規則で定めることといたしてございます。

次に、附則でございますが、施行期日を、平成三十一年四月一日といたしております。

以上で提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第七、議第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第七号 五條市子ども医療費助成条例等の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。稲次すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 稲次裕美登壇〕

○すこやか市民部長（稲次裕美）ただいま上程いただきました議第七号、五條市子ども医療費助成条例等の一部を改正することにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書十二ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正の理由といたしましては、未就学児を対象とする医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担の減額調整措置が廃止されたことに伴い、平成三十一年八月診療分から未就学児を対象とする医療費助成について、現物給付方式を導入することによるものでございます。

続きまして、改正内容につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書十三ページから十六ページを御覧いただきたいと存じます。

未就学児を対象とする医療費助成条例の一部改正は、五條市子ども医療費助成条例、五條市ひとり親家庭等医療費助成条例、及び五條市心身障害者医療費助成条例の三条例でございます。

それぞれの条例につきまして、「未就学児」の定義を定めることといたしました。ただし、子ども医療費助成条例において、「未就学児」に該当するのは「乳幼児」でございます。

また、それぞれの条例につきまして、審査支払機関の定義及び医療費助成の方法を定め、現物給付方式に係る規定を加えることといたしました。

附則第一項におきまして、施行期日を定めました。

附則第二項におきましては、経過措置として、平成三十一年八月一日前に行われた未就学児に対する医療に係る医療費の助成については、従前の自動償還方式によるものとした。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第八、議第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第八号 五條市過疎地域自立促進計画の一部変更について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。和田市長公室長。

〔市長公室長 和田剛明登壇〕

○市長公室長（和田剛明）ただいま上程いただきました議第八号、五條市過疎地域自立促進計画の一部変更につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十七ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は県から本市に移管されております旧五條病院医師住宅を活用し、賀名生分校の入学生が家族単位で利用する寄宿共同住宅を整備する事業に過疎対策事業債を充当するため、本計画の本文の変更及び事業名を追加することによって過疎地域自立促進特別措置法第六条第七項の規定により議会の議決を求めるところでございます。

それでは、変更及び追加の内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十八ページから二十ページを御覧いただきたいと存じます。

まず変更項目でございますが、九、集落の整備（二）現況と問題点①集落再編整備中「また、近年では、森林組合による若年層の雇用対策が推進されていることから、集落の高齢化を抑制するためにも、若年の受入れに向けた住宅の整備も求められる」を「また、近年では、農業における若年層の雇用対策や、就農・帰農に向けた取組が推進されていることから、従事者の移住定住を促進し、及び集落の高齢化を抑制するための施策が求められる」に、また（二）その対策①集落の維持・再編中「○集落の高齢化を抑制するため、主に南部地域において、若者の受け入れに向けた定住促進住宅の整備を図る。」を「○農業を主とした地域産業の振興、若年層の雇用対策及び集落の高齢化抑制に資するため、若者等の移住者の受け入れに向けた移住定住促進住宅の整備を図る。」に改めるものでございます。

次に、追加項目でございます。

同（三）整備計画（平成二十八年度から平成三十二年度）の表を、九、集落の整備の項の事業名の欄に「（一）過疎地域集落再編整備」を同じく事業内容の欄に「賀名生分校寄宿舎共同住宅整備事業」、同じく事業主体の欄に「五條市」を追加したものに改めるものとございます。以上で提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「四番」の声あり）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）これは、さっき私の一般質問でも問わせていただいた五條高等学校賀名生分校、それと今ちょっと聞いておいたら十分理解できないので教えてほしいんですけども、若年層の受入れ移住・定住というのと、五條高等学校賀名生分校の寄宿舎とはまた別ですよ、一緒なんですか。事業対象としてね、大きな枠の中では一緒なのかも分かんけども、…分かんへんから聞くんですけども、例えば五條高等学校賀名生分校の寄宿舎に生徒でない人が居住するとか、そういうことではないですね。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）四番牧野議員の御質問にお答えいたします。

この変更につきましては、五條高等学校賀名生分校の寄宿舎共同住宅の整備を目的としたものでございますので、五條高等学校賀名生分校の寄宿舎に限っての変更でございます。そういう御理解でお願いしたいと思います。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）そしたら生徒さんの家族も一緒に入られるんですか。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

五條高等学校賀名生分校の入学生が家族単位で利用する寄宿舎共同住宅の整備を目的としたものでございます。以上でございます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第九、議第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第九号 町の名称の変更について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。和田市長公室長。

〔市長公室長 和田剛明登壇〕

○市長公室長（和田剛明）ただいま上程いただきました議第九号、町の名称の変更につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書二十一ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は「黒駒町（くろこまちよう）」の町名の読み仮名を「くろまちよう」に変更するため、地方自治法第二百六十条第一項の規定により議会の議決を求めるとでございます。

それでは、提案理由について御説明申し上げます。

昭和三十二年の宇智郡八町村の合併による五條市の設置に伴い、「字」を廃止し、「町」を新設しておりますが、当該町名については「くろこまちよう」との読み仮名を付した告示を行い、現在に至っております。

今般、地元の自治会より一般的な読み仮名である「くろまちよう」への町名変更の要望書が市長宛に提出されたことを受け、史実等を踏まえ検討した結果、変更することが妥当と、こういった判断に至ったものでございます。

なお、変更期日につきましては、法務局や国土地理院などにおけるシステム改修等の期間を要することから、本年七月一日付けといたしております。

以上で提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）黒駒町の全ての皆さんはもちろん、阪合部地区の多くの皆さん方の同意はいただいていますか。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

地元自治会長からの御要望でございますので、自治会員の方々は全て御同意いただいておりますものと理解してございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） こういった振り仮名を変えるのにシステム変更になると思うんですけども、システム変更に係る経費というのはこれから発生していくんですか。発生するとすれば、幾ら掛かるのか教えていただけますか。

○議長（平岡清司） 和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明） 山口議員の御質問にお答えいたします。

特に経費的な試算はしてございません。庁内の当然システムを変えたりということの作業は出てくると思いますが、さほど大きな金額にならないのかなという見込みでございます。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 黒駒（くろま）町、私は昔から黒駒（くろま）町なんですけれども、五條市でこのように地域で呼ばれている名前と台帳に載っている名前の違うところが何件かあるのではないかと思うのですけれども、その辺の精査もしているのか。私、もう一つ気付くのが、阪合部地区にあります畑田（はただ）町と書いて私らは畑田（はたけだ）町と言っているのですけれども、そのような部分の町民の方にも、そのようにこっちから要望があつて変えるのであればね、変えるときに一遍に変えた方がいんじゃないかと思うんですけれども、その辺の、使われておる名前と台帳に載っている名前が違うところを把握しておるんですかね。どうですか。

○議長（平岡清司） 和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

特に今議員が御指摘の部分についての把握はしてございません。本件につきましてはあくまで地元の方の御要望で史実を確認いたしました元々黒駒（くろま）町というような表現が使われておった、これは五條市史の資料編などに基づいてその史実を確認したわけでございますけれども、そういったことの中で変更に至ったわけでございます。こういった事柄につきましては、あくまで地元の御要望に従って取り組んでまいるといふふうに考えてございます。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） そしたら要望が上がる都度でそういうふうにしていくことですね。要望がある都度に。なかったらしないということ。そしたら一応そういうように各地域でどれぐらい…そういうのを把握しておいた方が今後システムを変えるときに、すぐできるのではないかと。逐一逐一していたら何回も何回もせんなんことなんで、台帳も何回も変えなければならぬ形になるのではないかと思うので、変えるのであれば、そういうふうな部分も把握しておいて地元の方にどうですかとお伺いを立てるのも、こっちからの行政の仕事ではない

かなと思うのですけれども、どうですか。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）八番塚議員の御質問にお答え申し上げます。

変更をする場合における基本はやはり先ほど申し上げましたように、自治会様の御要望に応じて対応してまいるということを基本スタンスにしていきたいというふうに思います。

もう一点、ただいま議員が御指摘のような把握ということにつきましては、精査をしまいいりまして把握に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第十、議第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第十号 平成三十年五條市一般会計補正予算（第六号）議定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。吉田理事。

〔理事 吉田暁史登壇〕

○理事（吉田暁史）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第十号、平成三十年五條市一般会計補正予算（第六号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

す。

恐れ入りますが、別冊の平成三十年度五條市一般会計補正予算（第六号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算及び繰越明許費並びに債務負担行為等の補正でございます。歳入歳出予算につきましては一億九千五百四十三万六千円を追加し、これに伴う予算総額は歳入歳出ともに二百二十七億八千六百五十二万七千円となることと存じます。

それでは、歳出予算の補正より御説明申し上げます。

恐れ入りますが、十二ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、二節給料から四節共済費までの三千九百三十一万円でございますが、職員給与費等を追加するものでございまして、異動、退職及び人事院勧告等により現計予算に不足が生じることから、所要の経費を計上いたしております。

なお、議会費を始め、他の費目に計上しております給与費の補正につきましても同様の事由により現計予算に過不足が生じることから、追加もしくは減額を行うものでございますので、各費目の人件費該当部分につきましても、説明を割愛させていただきます。

次に、同款同項、十八目基金費、二十五節積立金の七十九万円でございますが、基金積立金を予算化するものでございまして、各基金の預金利息を積み立てるため、所要の経費を計上いたしております。

次に、十七ページを御覧ください。

四款衛生費、一項保健衛生費、一目保健衛生総務費、十九節負担金補助及び交付金の二百四十三万三千円でございますが、南和広域医療企業団負担金を追加するものでございまして、平成三十年度の南和広域医療企業団運営に係る地方交付税参入分が確定したことにより、不足分を追加するものでございます。

次に、十九ページを御覧ください。

六款商工費、一項商工費、七目プレミアム付商品券事業費、十一節需用費六万円、十二節役員費五十万円、十三節委託料三百万円でございますが、消費税・地方消費率の一〇パーセントへの引き上げが、低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するための国予算の第二次補正による事業でございます。システム改修等に係る所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を国庫支出金として見込んでおります。

次に、二十四ページを御覧ください。

十款災害復旧費、二項農林業施設災害復旧費、一目林業施設災害復旧費、十五節工事請負費の一千二百二十万円でございますが、平成三十年

九月四日から五日に掛けて発生した台風二十一号により被災した林道大沢寺線の復旧工事費でございまして、昨年十二月に国の災害査定を受け補助採択となったため所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち八百八十八万一千円を県支出金として見込んでおります。

次に、同款同項、三目農業用施設災害復旧費、十五節工事請負費の一千二百万円でございますが、農業用施設災害復旧工事費を追加するものでございまして、平成三十年九月三十日から十月一日に掛けて発生しました台風二十四号により被災しました保天山団地の水路復旧工事が昨年十一月の国の災害査定により補助採択を受けたことから所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち一千八百八十六万八千円を県支出金として、負担金及び分担金として十三万二千元を見込んでおります。

次に、同款、三項公共土木施設災害復旧費、一目道路橋梁災害復旧費、十五節工事請負費の一億三百万円でございますが、道路災害復旧工事費を追加するものでございまして、平成二十九年の台風二十一号により被災した市道湯川大淀線、市道北曾木線の二路線において設計内容に大幅な変更が生じたため工事費に係る所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち七千七百七十四万七千円を国庫支出金として見込んでおります。

歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、八ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十二款分担金及び負担金において十三万二千元を、十四款国庫支出金において八千七十七万七千円を、十五款県支出金において二千七十四万九千円を、十八款繰入金において五千二百六十八万一千円を、十九款繰越金において一千五百九十六万七千円を、二十一款市債において二千五百二十万円を追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

続きまして、繰越明許費について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、五ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、追加事業についてでございます。

二款総務費、一項総務管理費、新庁舎敷地整備事業の一億三百七十六万円でございしますが、仮設道路・待避所設置工事及び敷地造成工事等を繰り越すものでございまして、仮設道路・待避所設置工事におきましては、地権者との協議に時間を要し、また、敷地造成工事等におきましては、安全確保のため工事車両の通行制限を行ったことなどから年度内完了が見込めないため翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業完了は平成三十一年九月末を予定しております。

次に、三款民生費、一項社会福祉費、花咲寮整備事業の三千二百五十万円でございしますが、本年二月に契約いたしました花咲寮建設工事費

の本年度の出来高分につきまして、工事予定額の達成が見込めないことから翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、出来高分の事業完了は平成三十一年六月末を見込んでおります。

次に、四款衛生費、二項清掃費、ごみ中継施設整備事業二億四千二百九十三万八千円でございますが、天候不順等による造成工事の遅延により、建設工事の着手が遅れたため、年度内完了が見込めないことから翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業完了は平成三十一年七月上旬を見込んでおります。

次に、五款農林業費、一項農業費、農村集落センター改良事業三百七十万円でございますが、設計・入札準備等の事務処理に遅延が生じたため、年度内完了が見込めないことから翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業完了は平成三十一年九月末を見込んでおります。

次に、同款同項、農業水路等長寿命化・防災減災事業六百万円でございますが、新たに創設された国庫補助事業による二見地区の瓢箪池改修工事でございますが、補助採択が十一月であり、適正な工期の確保が困難であることから翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業完了は平成三十二年二月末を見込んでおります。

次に、同款同項、農村地域防災減災事業一千六百十三万四千円でございますが、平成三十年七月の西日本豪雨災害後の国土防災力強化のための国の補助事業で、農業用ため池の決壊等による被害を回避するための防災重点ため池の簡易氾濫解析を行い、それに伴いハザードマップを作成するための調査作成委託料でございますが、市内全域の農業ため池の再調査が必要となったため、調査業務に時間を要し年度内完了が見込めないことから翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業完了は平成三十二年三月末を見込んでおります。

次に、同款、二項林業費、市単独林道改良事業一千二百万円でございますが、林道殿野篠原線の林道改良工事でございますが、平成二十八年年度に測量設計を行い、本年度に改良工事実施の計画で進めておりましたが、近年のたび重なる大型台風の来襲により、当初予定していた工事現場への進入路の路肩が崩壊したため、別の進入路の検討に時間を要し年度内完了が見込めないことから翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業完了は平成三十一年六月末を見込んでおります。

次に、六款商工費、一項商工費、観光施設改修事業百五十万円でございますが、辻堂公衆便所解体工事でございますが、設計・入札準備等の事務処理に遅延が生じたため、年度内完了が見込めないことから翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業完了は平成三十一年四月末を見込んでおります。

次に、同款同項、きずみ館大規模改修事業二百八十一万九千円でございますが、温浴施設等の計画見直しに係る設計業務委託料でございますが、

して、設計監修者と改修内容等の調整に時間を要し年度内完了が見込めないことから翌年度へ繰り越すものとございます。

なお、事業完了は平成三十一年四月末を見込んでおります。

次に、同款同項、プレミアム付商品券事業三百五十六万円でございますが、国予算の第二次補正による事業のため、年度内完了が見込めないことから翌年度へ繰り越すものとございます。

なお、事業完了は平成三十二年三月末を見込んでおります。

次に、七款土木費、二項道路橋梁費、道路維持修繕事業四千七百四十万円でございますが、災害復旧事業を優先したため、年度内完了が見込めないことから翌年度へ繰り越すものとございます。

なお、事業完了は平成三十一年八月末を見込んでおります。

次に、同款同項、道路改良事業一億四百二十万円でございますが、災害復旧事業を優先したため、年度内完了が見込めないことから翌年度へ繰り越すものとございます。

なお、事業完了は平成三十二年三月末を見込んでおります。

次に、同款同項、橋梁新設改良事業一千八百万円でございますが、市道三在九号線の橋梁改良工事でございますが、入札不調等による事務事業の遅延により、年度内完了が見込めないことから翌年度へ繰り越すものとございます。

なお、事業完了は平成三十一年八月末を見込んでおります。

次に、同款、三項河川費、河川維持修繕事業六百五十万円でございますが、災害復旧事業を優先したため、年度内完了が見込めないことから翌年度へ繰り越すものとございます。

なお、事業完了は平成三十一年八月末を見込んでおります。

次に、同款、四項都市計画費、中央公園拡充整備事業六千二百二十八千円でございますが、親水広場の整備におきましては、施工現場における設計内容の確認作業等に時間を要したことから年度内完了が見込めず翌年度に繰り越すものとございまして、また、物販施設の整備におきましては仕様等の見直しによる再設計に時間を要したことから年度内完了が見込めず翌年度に繰り越すものとございます。

なお、事業完了は親水広場につきましては平成三十一年五月末を、物販施設につきましては平成三十一年八月末を見込んでおります。

次に、同款同項、周遊観光拠点施設整備事業六千三百七十二万円でございますが、市道野原一九号線道路改良工事でございますが、土質試験を行った結果、想定値を大幅に下回っていたことから、地盤改良数量等の算出に時間を要し年度内完了が見込めないことから翌年度へ繰り越すものとございます。

なお、事業完了は平成三十一年六月末を見込んでおります。

次に、同款、五項住宅費、市営住宅長寿命化事業六百十五万六千円でございますが、入札不調等による事務事業の遅延により、年度内完了が見込めないことから翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業完了は平成三十一年五月末を見込んでおります。

次に、六ページを御覧ください。

九款教育費、一項教育総務費、認定こども園整備事業一千八百八十万円でございますが、認定こども園A・Bに係る地質調査業務委託料でございますまして、施設的位置・配置等の検討に時間を要したことから、地質調査着手に遅延が生じ年度内完了が見込めないため翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業完了は平成三十一年五月末を見込んでおります。

次に、十款災害復旧費、二項農林業施設災害復旧費、林道災害復旧事業一千二百七十万円でございますが、本年九月の台風二十一号により被災した林道大沢寺線の復旧工事でございますまして、十二月の災害査定により補助採択を受けた復旧事業で年度内完了が見込めないことから翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業完了は平成三十一年十二月末を見込んでおります。

次に、同款同項、農地災害復旧事業二千三百五十二万三千円でございますが、平成二十九年災害による復旧事業でございますまして、被災規模が大きく、工事着手後の設計図書と現場との整合性の確認や関係機関との重要変更協議等に時間を要し、年度内完了が見込めないことから翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業完了は平成三十二年三月末を見込んでおります。

次に、同款同項、農業用施設災害復旧事業一億三千九十五万三千円でございますが、平成二十九年及び平成三十年の災害復旧事業でございますまして、平成二十九年災害におきましては、先の農地災害復旧事業と一体的に整備を行うもので関係機関との変更協議等に時間を要し年度内完了が見込めないことから翌年度へ繰り越すものでございます。

また、平成三十年災害におきましては十二月に補助採択を受けた復旧事業でございますまして、年度内完了が見込めないため翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業完了は平成三十二年三月末を見込んでおります。

次に、同款、四項その他公共施設・公用施設災害復旧費、観光施設災害復旧事業八百七十一万六千円でございますが、平成三十年八月の台風二十号により被災したふれあい交流館屋根復旧工事でございますまして、資材の入手等に時間を要し年度内完了が見込めないことから翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業完了は平成三十一年六月末を見込んでおります。
続きまして、変更事業について御説明申し上げます。

十款災害復旧費、三項公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業でございますが、今回の補正予算で計上しております市道北曾木線、湯川大淀線の工事費を追加し、繰越明許費の総額を三億五千六百一十四千円とするものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成三十二年三月末を予定しております。
繰越明許費は以上でございます。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明申し上げます。
恐れ入りますが、六ページ下欄を御覧いただきたいと存じます。

新庁舎敷地整備事業でございますが、造成工事において新庁舎建設地から新たに確認されました地下構造物等の処理に係る費用四千万円を追加し、限度額を一億五千七十万円とするものでございます。

なお、財源については、全額県負担金を見込んでおります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「四番」の声あり） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） まず歳入の基金繰入金、これについて詳細を御説明いただけますか。

○議長（平岡清司） 吉田理事。

○理事（吉田暁史） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

繰入金の詳細でございますが、繰入金につきましては全額財政調整基金からの繰入金でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 回数に制限があるので、また個人的に聞きに行きます。そんなん分かっています、詳細を教えてくださいという意味なんですよ。詳細って言いましたやろ。回数に制限があるので……。

次に、土木費の橋梁新設改良事業一千八百万、これの繰越理由、さっき入札不調が理由だとか何とか言ってはったんですけれども、もう一遍、再質疑せんでいいような答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

繰越理由につきましては、当該事業は不調入札により提出いただいた見積もり内容を精査し再設計を行い、再入札を行ったため日数を要したこと、三十年度の予算の完了が見込めないため繰越しをお願いするものです。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） これもまた改めてお邪魔して教えていただきます。

もう一回、最後ですね。

教育費の認定ことも園整備事業費、これも繰越理由、教えていただけますか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいま基本設計を進めているわけですが、施設の配置等について、検討に日数を要したため、ボーリング調査の位置が確定しなかったということが主な原因でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 六ページの債務負担行為の補正ですが、これちょっと説明を聞き取りにくかったので、もう一度どうして補正を組んだか御説明願いたいと思います。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 十番吉田議員の御質問にお答えさせていただきます。

債務負担行為四千万円の増額でございますが、この増額につきましては、造成工事におきまして当初予定の既存建物基礎及び杭の撤去を行っておりますが、県協議による場所以外の敷地西側地中から基礎などの構造物が確認されました。県管財課に確認いたしましたところ協議資料の図面以外に設置されたものであることが判明いたしました。県協議の結果、当該地中構造物についてはその規模、状況等から四千万円の追加をすることで、対策化を行うものとなっております。財源は全額県負担でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 地下に何か、コンクリート基礎があったということですか。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 十番吉田議員の御質問にお答えさせていただきます。

当初予定の既存建物基礎でございますとか、杭の撤去を行ってりましたが、県管財課の方に確認いたしましたところ、それ以外の構造物でありますとかそういうふうなものが確認できたというふうなところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そしたら追加の四千万円というのは、県が支出してくれるということでしょうか。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えさせていただきます。

四千万円につきましては、全額県負担となります。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 六ページの変更というところで、災害復旧費でございます。これ北曾木の市道の災害復旧工事であるかと思うんですけども、業者が決定した上で業者が現地測量に入って、その後、設計と現場と合わないといった理由でこれになったものですか。その場所なんですか。

○議長（平岡清司） 藤原技監。

○技監（藤原克哉） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

当該地は災害復旧地でございます。御承知のとおり至急に現地測量して災害査定を受けて設計しておったものでございます。実際現地に入ってみますと、少々現地が違っていると、当初の設計では初期の目的が達成できないということで、設計変更を行ったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） コンサルタントの設計が間違っておったということだと思っておりますけれども、その掛かる経費ですね、それは再度設計し直したと思うんです。その掛かる経費はどこが負担になっておりますか。

○議長（平岡清司） 藤原技監。

○技監（藤原克哉） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

設計見直しについてはコンサルタントさんが自費でやっていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）私もその道を利用しておる方から相談で早く直してほしいという要望も受けました。担当課にお尋ねしたところなかなか進捗状況等の報告がございませんので、こういった今聞かせていただくわけでございますけれども、早くしてあげないと……、もう担当課御存じだと思っておりますけれども、生活道路で大変不便を強いられておる地域でございますので、完了が平成三十二年三月末という、さっきの報告がございましたけれども、その地域の完了がいつごろになるのか。再度確認いたします。

○議長（平岡清司）藤原技監。

○技監（藤原克哉）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、一期工事分として下の部分が完了してございます。引き続き二期工事を速やかに発注しておるところでございます。

それでは来年度中には終わるということで、現在鋭意進めておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第十一、議第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第十一号 平成三十年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）議定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。稲次すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 稲次裕美登壇〕

○すこやか市民部長（稲次裕美）ただいま上程いただきました議第十一号、平成三十年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成三十年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）を御覧いただきたいと存じます。まず、一ページにつきまして御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ七千六百六十万二千円を追加して、歳入歳出の予算総額を四十五億二千三百八十万四千円とするもの
でございます。

次に、歳出につきまして御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、四ページ下段の歳出を御覧いただきたいと存じます。

八款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、六目国庫支出金返還金、二十三節償還金利子及び割引料、七千六百六十万二千円につきまして
は、国庫支出金である平成二十九年診療養給付費等負担金が確定したことにより、国に対し超過交付分を返還するためのもの
でございます。

次に、歳入につきまして御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、同ページ上段の歳入を御覧いただきたいと存じます。

七款繰入金、一項他会計繰入金、二目基金繰入金、一節基金繰入金二千八百七十九万七千円、八款繰越金、一項繰越金、一目繰越金、一節
繰越金四千七百八十万五千円、合計で七千六百六十万二千円を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図ったものでござ
います。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第十二、議第十二号から議第二十号までの九議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第十二号 平成三十一年度五條市一般会計予算議定について。

議第十三号 平成三十一年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について。

議第十四号 平成三十一年度五條市墓地事業特別会計予算議定について。

議第十五号 平成三十一年度五條市介護保険特別会計予算議定について。

議第十六号 平成三十一年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について。

議第十七号 平成三十一年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について。

議第十八号 平成三十一年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について。

議第十九号 平成三十一年度五條市下水道事業会計予算議定について。
議第二十号 平成三十一年度五條市水道事業会計予算議定について。

〔「九番」の声あり〕

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）ただいま上程になりました議第十二号から議第二十号までの九議案につきましては、去る一日の開会日において、市長から提出議案の概要説明を受けておりますので、提案理由の説明は結構かと思いますが、各議案はいずれも平成三十一年度の五條市における各会計予算案でありますので、慎重審議を期するために、先例により予算審査特別委員会を設置していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、委員の数は七名とし、委員の選出につきましては、議長に一任したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（平岡清司）お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審議を期するため、委員の定数を七名とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いましたが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は委員の定数を七名とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお、委員の選任につきましては、あらかじめ御協議をいただいておりますので、議長から指名いたします。

二番養田全康議員、四番牧野雅一議員、五番吉田 正議員、六番窪 佳秀議員、七番岩本 孝議員、八番福塚 実議員、九番山口耕司議員、以上の七名の方をお願いいたします。

なお、正副委員長の選出並びに審査の日程につき御協議をいただきたいと思いますので、各位には本日散会后、直ちに議長室に御参集願います。

○議長（平岡清司）次に日程第十三、議第六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第六号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。和田市長公室長。

〔市長公室長 和田剛明登壇〕

○市長公室長（和田剛明）ただいま上程いただきました議第六号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の九ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、農業委員会委員の報酬改定を行うものでございまして、国の農地利用最適化交付金事業を活用いたしまして、担い手への農地集積や遊休農地の解消など、農地利用の最適化を推進する委員活動に対する手当を基礎的な報酬に上乗せして支払いができるよう、関係条例の改正を行うもので、地方自治法第九十六条第一項の規定より、議会の議決を求めるところでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十ページから十一ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、改正条例の本則でございしますが、報酬及び費用弁償の額を規定した別表中、「十三 農業委員会委員」の項において、会長の報酬「月額三万七千円」を「月額五万七千円以内で、市長が別に定める額」に、農業委員の報酬「月額二万六千円」を「月額四万六千円以内で、市長が別に定める額」に、さらに農地利用最適化推進委員の報酬「月額一万九千円」を「月額三万九千円以内で、市長が別に定める額」に改めるものでございます。

次に、附則でございしますが、施行期日を平成三十一年四月一日といたしております。

なお、「別に定める」については、要綱により規定するものとしたしまして、上乗せ部分の財源については、全額、国交付金となるものでございます。

以上で提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）財源は国からということだったので、上限しか分からないんですけれども、以前に比べたら上がってくるのかなと、手当の方思うのですけれども、そしたら上限は書いてあるけれども、まだ決まってないということでしょうか。市長が定めるといふことは。

○議長（平岡清司）上垣内農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（上垣内盛幸）十番吉田議員の質問に答えさせていただきます。

現在支払われている報酬額を基本として上乗せする額につきましては、月額二万円を上限とし各委員の活動実績に応じて六千円並びに成果

の実績に応じて一万四千円以内となっております。

以上でございます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

本案は予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第十四、昨日提出されました議第二十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第二十一号 工事請負契約の変更について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。石田都市整備部長。

〔都市整備部長 石田茂人登壇〕

○都市整備部長（石田茂人）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第二十一号、工事請負契約の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。恐れ入りますが、お手元の追加議案書一ページを御覧願います。

本議案につきましては、平成三十年六月二十一日から工事を行っています「五條市新庁舎（国・県・市集約型）建設造成工事二工区」において、工事内容の変更により契約金額の変更が発生するに当たり、「地方自治法第九十六条第一項」及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定」に従いまして、議会の議決を求めるところでございます。

工事名につきましては、「五條市新庁舎（国・県・市集約型）建設造成工事二工区」でございます。

変更前の契約金額（税込み）につきましては、「二億七千四百九十五万五千四百円」でございます。

変更後の契約金額（税込み）につきましては、「三億九百九十四万二千七百二十円」でございます。

今回の変更による増額（税込み）につきましては、「三千万九百九十八万七千六百八十円」でございます。

契約の相手方につきましては、「檜尾・畠山・大池特定建設工事共同企業体、代表者奈良県五條市大塔町宇井九九番地、檜尾建設株式会社、代表取締役檜尾洋希」でございます。

変更理由でございますが、工事車両通行時における周辺の安全確保のための交通誘導員の増加、及び建設副産物処理見込み数量の変更と、場内での仮置き土計画変更に伴う積み込み費用並びに、安全措置のためのブロック擁壁背面切土の段切り施工の追加と既設地中基礎構造物の

撤去のため増額変更するものでございます。

以上で、議第二十一号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）変更、増額の理由としていろいろ説明されておりましたけれども、構造物やらその他いろいろありましたが、見積りをするその時点でなぜ分からなかったんですか。変更の増額の理由として幾つか挙げていますけれども、一つひとつもう少し詳しく説明してください。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）十二番大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

造成工事の変更にしまして、主な変更内容といたしましては、ガードマンの増員に伴うもの、数量確定に伴うもの、及び現場における全確保のための工法変更に伴うものでございます。

第二工区におきまして、ガードマン増員といたしましては約八百万円、建設副産物数量の数量の変更に伴い約六百万円、仮置き等の積込み費用の計上に約三百三十万円、ブロック擁壁背面切土の段切りによる安全措置等に費用が掛かりまして、増額が三千四百九十八万七千六百八十円になったというふうなところでございます。

それと当初、造成工事におきまして既存の建物の基礎でございますとか杭の撤去を行っておりましたが、それ以外に、県協議による場所以外の敷地の西側地中から基礎の構造物などが確認されたため、その分の追加費用をあげておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）敷地はね、元五條高校跡地ですからね、建物が建っておったわけですからね、その基礎がどうであったかということは事前に分かるはずですよ。分かんないと見積りしとるんですか、工事進める途中でこんな構造物があったということがあったんですか。山崩してやっている工事違いますんや。元々高校が建っていたところと分かっているわけやからね、基礎工事でどれだけあるかということは見積りにちゃんと全部調査した上で、正確な見積りで入札せなあかんの違いますか。構造物以外にもね、いろいろガードマンやらいろいろ言われていますけれども、あの地形でね、狭いところで、これだけ大きな工事をしようと思ったら、警備の体制、その他こんなもの最初に見積りできますやろ。

約三千四百万円増えているわけですけどもね、一番最初の二億七千四百九十五万五千円の中で、一番費用の要った工事は何ですか。今ま

での説明でしたらね、周辺の擁壁工事、これが一〇〇メートルくらいありましたわな。これが工事費の中でも一番費用の大きい工事だというふうに説明あったと思うんですけどもね。その辺は、擁壁工事は幾らぐらい要っていますか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）十二番大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、増加する中で一番多い費用といたしましては、先ほど申しました当初県管財課と協議しておる中で、杭の引き抜き等々の分の協議をしておりますが、工事をしていくうち基礎にそれ以外の構造物が出てきたというふうなところでございまして、その費用につきまして、地中構造物撤去分といたしまして約一千四百四十五万九千円、これが一番大きな費用となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）さっきも指摘させてもらいましたように、もう五條高校が建っておったということが一〇〇パーセント分かっているわけですからね、その基礎工事がどうであったかということも、設計図も残っておったら分かるわけやしね、事前にもっと県との協議でとことん調べてなかったという、この不十分さがあるということですね。

皆さん方も、努力してもこういう結果になっておるのか知りませんが、その努力の中でもこういう結果になったということであれば、仕方がないわけですけれども、やはりもっと見積りをする前に全て調べて、こんな工事のもう終わりかけでね、増やさないとかなんというような契約の変更というのはね、私三十五年以上市議会議員をさせてもらっていますけれどもね、一回か二回しかありませんわ。こんな不十分な見積りではあきませんで。これからまだ新庁舎も建設していかなあかんわけですから、ひとつ見積りをする上においても正確な調査、これからもっと本腰を入れてやられることを指摘しておきます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あす九日から十九日まで休会とし、次回二十日午前十時に再開して、議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時二十九分散会